

平成25年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成25年3月5日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 河 合 永 充 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
消防	長	中村勘太郎君
代表監査委員		小山和男君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
監理課	長	南部顕浩君
建設課	長	山下誠君
農林課	長	河合淳一君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	清水満君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	椛山勇君
会計課	長	加藤茂森君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
税務課	長	山田和郎君
商工観光課	長	酒井圭治君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	中村耕夫君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	南部辰夫君
書	記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、ご参集をいただき、ここに8日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会に関心を持たれておりますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

17番、酒井君の質問を許します。

17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 私は2件通告してございますので。

まず第1点目、実はきのう原田議員からも質問ございましたけれども、私もちよっと重なる面があるかもしれませんが、私は私なりの質問をさせていただきます。

去る2月8日、長崎、グループホームの火災、テレビで私見ていました。大変悲壮感を感じました。炎の前で1人の職員の「助けてくれ」というあの声を聞いたときには自分の身に何かしら感ずるものがありました。4名の死亡者を出したと、大変悲壮感漂う事件だったと思います。あの中には体の不自由な方、また身体がい害者の方も入所していたことだと私は思います。火災の原因はリコールが届け出ている加湿器が原因と、そんなことが報じられていました。

最近、身体障がい者の状況が変わりつつあります。私のところに三、四件、一番仲のいい人でも80歳の方が身体障がい者の手帳をいただいたと。私びっくりしたんです。私が昭和40年代にこの手帳をいただきました。そのときにはコン

バインで指がとれた、手がとれた、車の事故で足がこうなった、ああなったという若年層の障がい者の方が大変多うございました。今は若年層はだんだんだんだん減ってきて高齢者に、80歳になった方に手帳を交付している。それもマル介つきの第1級。あなたはひとりの行動は許せませんよ、だから障がい者の手帳のここに介護の「介」、赤く判こを押した手帳をいただくんですね。福祉課で聞きましたら、何か医療関係で先生方がそういうことに走っているような気がするという話は聞きましたけど、そういった中でこういったグループホームの火災というのは本当に体の不自由な、その方だと思うんですね。

永平寺町には介護老人福祉施設が、これは大きい施設です。3カ所あります。アニス松岡、介護老人福祉施設で永平寺ハウス、同じくひかり苑、こういったところで火災が起きたときに大変悲惨な目に遭うように思います。

消防署として火災を出さないというのが最大の目的じゃないでしょうか。そういった点で消防署は、この3施設、それから小さい施設もございます。年間何回ぐらい、査察というんですか、火災を出さないための行為はどれくらいやっているんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 町内の3カ所の介護老人福祉施設の防火診断、職員の指導は1年に何回行っているかにつきましてご答弁をさせていただきます。

まず、2月8日に発生しました長崎市のグループホームの火災原因がリコール製品の加湿器からの可能性が高いことから、まず管内福祉施設に通知した結果でございますけれども、該当する加湿器はないとの回答を得ております。

次に、特別養護老人ホームのアニス松岡、けやき台の永平寺ハウス、また上志比のひかり苑の3カ所につきましては、消防の査察は年に1回実施しております。消防訓練は、この施設内に従事している方々の消防訓練です。つきましては、年2回で、1回は夜間の想定、また1回は昼の想定ということで、昼と夜の訓練をそれぞれ1回ずつ、消防法に基づく訓練を実施しておるところでございます。また、夜間マニュアル等実施しまして検証をしております。また、消防設備等の点検報告につきましても年1回消防に提出されておるところでございます。

また、あわせて、従業員の方々の訓練だけではなく、我々消防職員におきましても火災を想定し、またその出火点を想定した訓練、屋内進入とか、または避難の誘導とか、そういったこともあわせて訓練をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 年に一、二回、1回昼と夜ということですね。本当にこういった施設、火災が出たら当然犠牲者は出る可能性がございます。そういった面から、職員に対する指導というのはこの一、二回でよろしいんですか。やっぱり火災を出さないということが大前提で、消防署の役目というのは大変そこら辺が重要になってくると思います。そこら辺、どうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） その年一、二回の訓練で回数はそれでよろしいかということですが、ご答弁させていただきますと、やはりそれらの施設におきましては防火管理者ということでそういうふうに管理を徹底されているところがございます。その方々の指導のもとで、我々の法的な消防法による訓練、それは年に一、二回でございます。しかし、それではとてもそういうふうな対応はできないということもあり得るところからまだ我々はこういうふうな指導をしているところがございますけれども、とにかく月に1回とかまたは1日にそういうコミュニケーションですか、そういったもろもろも従業員に合わせて朝礼とか勤務の交代するときなどにそういうふうな確認をし合うというような想定 of 訓練を机上の卓上訓練をするようにというような指導も行っているところで、また、防火管理者におきましては、それだけの訓練ではなしに個々に月に何回かやられていることとこちらも聞いてはおりますけれども、指導もさせていただいているところがございますけれども。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 火災の原因になる、長崎の場合はそういった加湿器という一つの大きな要因があっただろうと思います。

本町の3施設、ほかの施設もそうですけど、加湿器はない、だけれども火元になる要因になる何か電気器具、そういうものはやっぱり使っていると思うんです。現実にこれでというんじやなしに、そういった火災の原因になるところまで消防署としては点検、そういうことをやっていますか。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 火災の原因になるところのそういった施設ですか、それはもちろんそうでございますけれども、例えば危険物施設とか漏えい事故とか、そういったいろいろな建物の周囲から中に入りましては、火気設備、フード設備

とかそういったところの点検、いろいろそういうふうに細かくさせていただいて、項目がありますからそういうふうにさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） くどいかもしれませんが、絶対に火災を起こしてはならないということを前提に。消防署というと火を消すのが仕事じゃないと思います。それ以前の大きな問題を抱えていると思いますんで、そこら辺、ひとつ十分今後もしっかりとした活動を私のほうからぜひお願いしたい。

気持ち、ひとつよろしくお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 数々のこういった多くの悲惨な火災を目の当たりにしまして、我々プロとしてもこういうふうな惨事は、やはり予防からということが大切かと思えますんで、ここらを重々部下に下命しまして周知していきたいと、またこれを継続していきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） ひとつよろしく。元気な人ならば火災の場合でもすぐに逃げることができるけれども、障がい者、お年寄り、そういった方は避難することにも相当苦勞をしますんで、そこら辺をひとつよろしく今後もお願いしたい、こう思います。

じゃ、次に、永平寺町は住宅用の火災警報器、これは100%とはいかなくても、現在のつけている家庭の状況、どれくらいでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 現在、住宅用火災警報器、管内で設置パーセントは94.7%でございます。これに合わせて100%になるように、これ後でもまた答弁させていただこうと思うんですけども、強化して100%に持っていききたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） この火災警報器、一体何年くらいもつ、もつと言うとおかしいけど、感知するのは何年間くらいですか。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 一般住宅に今設置していただいている火災警報器ですけれども、何年ということになしに、その設置してある場所にもよりますけれども、基本的には火災警報器はもつと思います、経過なく。ですけれども、その稼働す

る電池がおおむね7年というように指導はさせていただいているところでございますけれども。早目早目に電池の交換ということで、電池がなくなったとき、容量が薄くなったときにはそういった「びっぴっぴっぴっ」という小さな音が速くなるようになっておりますので、そういった音がしたら。今までにも一般家庭の方から「こういう音がするんだけど何でしょうか」というふうな問い合わせもなきにしもあらずで、そういうふうになったときには電池の交換というように指導しているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井さん。

○17番（酒井 要君） もう装着してから年数もたっている家もあると思います。特にひとり暮らし、身体障がい者宅、それと最近、老老家庭、ご夫婦で85、90近くになる家庭もございまして。これはやっぱり忘れてはならない。ややもするとそういったところをね。ただひとり暮らしとか障がい者とかそれだけでなしに老老家庭も最近ふえてきていると。そういった家庭の点検、これはやっぱり消防署の大きな仕事じゃないかなと、こんなように思います。どうですか。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） このことにつきましては、平成21年度に国の経済危機対策臨時交付金を活用させていただきまして、非課税世帯である65歳以上のひとり暮らし世帯、また老老世帯及び聴覚障がい者の方を対象といたしまして、発光型の光警報装置つき住宅火災警報器を341世帯に設置させていただいているところでございます。また、設置後の、今お問い合わせでございまして、その当時は341世帯でございましたけれども、今現在、設置の状況を調べましたところ、2世帯のひとり暮らしの方がちょっと亡くなられたということで339世帯ですか、に今設置してあるという現状でございまして。

さらに、現在に至るまでの設置宅からの問い合わせ等はございませんが、議員仰せのとおり、設置から3年が経過しておりますので、消防といたしましては、身障者宅、ひとり暮らし宅の老人宅、住宅用の火災警報器の点検の調査を含めまして、今月1日から19日までが春の火災予防運動の準備期間、また本期間が20日から26日、26日から31日までが継続期間というように示させていただきまして、この住宅用火災警報器、光警報装置つき住宅火災警報器の設置宅341世帯を対象に特別査察を職員に下命したところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 17番、酒井さん。

○17番（酒井 要君） いろいろ答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

す。

やっぱり住宅でも火災になる、火が出る要因は幾つもあります。そういった点で消防署には大変ご苦勞をかけますけれども、職務として火災は永平寺町から出さないというかたい信念のもとでぜひともご尽力お願いしたいと、かように思います。

答弁ありがとうございました。

ほんなら、議長、これで終わっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、8番、川崎君の質問を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 8番、川崎です。

今回は、今見直しを進めておられる永平寺町地域防災計画について取り上げます。

ちょうど1年前の平成24年度の第1回の永平寺町議会の定例会の町長の提案理由の中で、安全や防災にかかわるさまざまな体制の見直しを取り上げておられます。そのときの提案理由を一度読み上げます。

「昨年の——1年前ですから——平成23年3月11日の東日本大震災、そして東京電力福島第一原発の事故による原子力災害、そしてその年各地で発生しました風水害などを教訓として安全や防災に関するさまざまな体制を見直し、住民生活の安全確保に全力で取り組む必要があります。これまで、永平寺町を初め多くの自治体におきましては、直接的な津波や原子力災害による被害は現実的なものとは考えておりませんでした。しかし、全国的にこれを改め、不測の事態に備える体制の整備が求められることになり、この永平寺町の地域防災計画の見直しを行います」という提案です。

合併後の平成19年3月に永平寺町地域防災計画がまとめられております。その永平寺町地域防災計画の見直しを今回行っているということです。この見直しが行われております町の地域防災計画について、2つの内容について質問を行います。

1つは広域応援体制の整備、2つ目が橋梁、川にかかる橋ですね。橋梁等の整備。3つ目が事業継続計画の策定という、このことについてまずお伺いします。

最初の広域応援体制の整備、これは防災活動体制の整備という中の具体的な一つのテーマになっております。この広域応援体制の整備について、現在の状況と整備計画についてお伺いします。お願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、地域防災計画の見直しを進めております。その中で、ご指摘の広域応援体制という面でも整備を進めておるところでございます。

現状を申し上げますと、現在、本町において災害が発生した場合、県あるいは県内の他の市町へ応援要請をする場合、あるいは逆に他の市町から応援を求められた場合、そういったときの対応が円滑に進められるよう、平成8年に福井県・市町村災害時相互応援協定といったものを締結しているところでございます。この主な内容といたしましては、災害時に食料、飲料水あるいは生活必需品、必要な資機材の提供、被災者の救出、医療防疫、応急復旧、こういったものに対するお互いの物資等の提供あるいは救護活動、そういったものの提供というふうになっております。

また、国の機関であります国土交通省近畿地方整備局とは、これは昨年、平成24年の9月に「災害時等の応援に関する申し合わせ」というものを取り交わしております。これもその内容は、災害時の情報の収集、提供、それから国の職員の派遣、あるいは災害に関する専門家の派遣ということを受け入れるようになっております。このほか、県におきましては、市町の枠を越えた、あるいはその県域というものを越えた広域防災体制ということで、近隣都道府県あるいは市町と協定を締結しているところでございます。

現在、町が他の市町と具体的な協定を結んでいるところはありませんが、一つ申し上げますと、県が「原子力災害時の避難に関する暫定措置」というものを公表しておりますけれども、この中で5キロ圏内にあります南越前町からの被災者を本町が受け入れると、そういった協定といいますか、暫定措置ではございませぬけれども、そういう受け入れ体制が今決まっております。

こういったことから、まず県内の市町で申し上げますと、南越前町とご指摘のような応援協定というか、災害協定を結ぶようなことも今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 地域防災計画の中でうたわれています広域応援体制の整備についてお話を伺いました。

今のお話の後半にもありましたように他市町との個別の災害時の総合支援計画、応援計画といったようなこと、これは近隣というよりも、やはり災害が起きたときに同時に被災しないちょっと遠い距離、中距離のそういう自治体との協定

ということも、ご存じのように近隣の市町でも行われております。南越前町の原子力災害のときに受け入れるというお話ですけれども、今申し上げましたように、中距離の自治体との連携と、こういったこともどんどん進めていただきたいなと思います。

最近の例では、これ平成24年ですか、昨年10月17日に、大野市は三重県尾鷲市と災害応援協定を結んでおります。これはやはり同時に被災する可能性が少ない中距離の自治体との連携を模索していて、大野市とお互いに三重県の尾鷲市が締結されたと。ちなみに、大野市はこれで7つの市町と締結をされているということです。数が多ければいいというものではないですけれども、やはり繰り返しますけれども、こういった自治体との単独の締結も進めていただきたいなと思います。

このことにつきましては、今見直しをかけております防災計画のところの、この前提示いただきました95ページになりますけれども、ボランティア育成・確保計画というところで明確にされております。読み上げます。

「あらかじめ相互に連携可能な事項を確認したうえで、市町相互や遠隔地との広域的な応援協定を締結する」ということで明確に出ておりますので、これからの取り組みをお願いしたいと思います。

次の項目に移ります。

2つ目ですけれども、交通施設の災害の予防計画という項目です。

その中の橋梁、川にかかる橋ですけれども、これの整備ということについて内容を、概略お願いいたします。これは建設課長のほうから説明いただけるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） お答えさせていただきます。

地域防災計画の橋梁等の整備につきましては、橋梁の安全性についての点検を実施する。補修、改良等が必要な場合は必要な補修を行うということになってございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 地域防災計画の中では、当町における具体的な対象となる橋が2つ出ております。1つは鳴鹿橋、それから2つ目が浄法寺橋ということで特定されております。特に鳴鹿橋及び浄法寺橋は九頭竜川の南北を結ぶ町内唯一のアクセス手段であり、地区の孤立化を防止する観点から防災上の安全性を高める

必要があるということです。

この浄法寺橋につきましては、町の橋梁長寿命化修繕計画の中で取り上げております。その長寿命化修繕計画の中で今回のこの防災計画の耐震化、そして補強というものがリンクされてきちっと取り組んでおられるということだと思いません。

もう一つの鳴鹿橋につきましては、一体どのような対応、どういう状況になっているのかということ把握されておられれば、ひとつ紹介していただきたいなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまの鳴鹿橋につきましては、県の施設につきまして橋梁の点検を行っているところでございます。鳴鹿橋あるいは五松橋、そちらのほうも点検を進めておまして、現在5橋が施工済みとなっております。その一部としての鳴鹿橋の橋梁修繕も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 県管理の橋に対してきちっと取り組みされているということですが、ちなみに福井県全体で県管理の橋、特に災害時の緊急輸送道路、これを設定しております。県管理下の橋、緊急輸送道路にかかる橋が全部で31カ所で、まだ27の橋が対応できていないということで、これも2015年度までの完了を目指すということが紹介されておりました。

この浄法寺橋に関しては、先ほど紹介ありましたように、町の長寿化修繕計画の中できっちりとこれから取り組んでいくということで、しっかりと耐震化を行っていただきたいなと思います。

それから次に3つ目のテーマですが、事業所における自衛消防組織の整備という項目の中で事業者等の事業継続計画（BCP）ということが出ています。ですが、この事業者等の事業継続計画（BCP）ということについて少し紹介していただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） お尋ねの事業者等の事業継続計画、BCPというふうに略しておりますが、これは事業所が災害を受けて被害をできるだけ少なくして、その事業所の業務が中断しないように、あるいは一時中断してもその目標で定めた復旧時間以内に再開させるといったことを実現するために、平常時から

備えておく活動あるいは緊急時での対応等々を取り決めておく、そういった計画のことをBCPというふうに言っているものでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 町内にありますいろんな事業所、そしてそこにある防災組織と、こういったものを捉えて、被災した場合の、やはりその事業を継続していく、組織を継続していくということのプランで、今おっしゃるように、具体的にこの防災計画の中でもうたわれております。

ここで一つ確認をさせていただきたいんですけれども、行政機関における事業継続計画、これがいろいろとテーマアップされていると思いますけれども、当町の行政においてはどのような状況になっているのか、またそういった整備計画があれば紹介していただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、町では地域防災計画は持っておりますけれども、今ご指摘のBCP、業務継続計画につきましてはまだ策定をしていない状況にございます。これはどこの市町においても言えることではございますけれども、今、都道府県レベルが中心となって、これ行政での話ですけれども、都道府県レベルがまずは策定をしていこうということになっております。地域防災計画の見直しにあわせてそういう策定の検討をしていこうということではございます。聞くところによりますと、福井県においても25年度以降に策定を計画しているというふうに聞いております。

特にそういったことで市町におけるBCPの策定がおくれている現状でございますので、この地域防災計画の見直しが済み次第、既に国のほう、内閣のほうがこういうBCPに関するガイドライン等も公表しておりますので、そういったものを十分参考にしながら本町のそういう事業継続計画をきちっと策定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今おっしゃるように、一昨年東北での各自治体も職員が亡くなる、また役所そのものが津波に遭ってしまうということで、全くその場所を離れて行政の拠点をつくるといったようなことが起きております。

当町の場合も、かなり広域の被害をこうむるということになりますと、この建物が一部損壊とか、それから職員の方がなかなかこの役所に、役場に駆けつけることができないといったような状況、その中で、それまで被災前に行っていた

通常の行政の仕事、これも継続しなければいけません。そしてさらに災害が起きたそのときの対応、これもかなりの人的なパワーが必要になってきます。

それからもう一つ大事なのが、被災した当時も、そのときもそうなんですけれども、次にいわゆる行政の機能として立ち上げていく、これが仕事の優先順位を決めて取り組まなきゃいけないということ。行政にかかわる人も少なくなる、そして仕事量もふえる、一体どれを優先していくのかといったようなことが非常に大事な項目、大事な要素になっております。

まだ模索の途中ということですが、できるだけ早い時期にこういった、まずはみずから行政の中どうするんだということを取り組んでいただきたいなと思います。

重要な点を3つ申し上げました。

この永平寺町の地域防災計画、いつごろ審議が終わって町民の方に提示されるのか、このスケジュールを最後にちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 県のほうに協議をさせていただいた素案が返ってきておりますので、今月のできるだけ早い時期に検討委員会、そして町の地域防災計画を開催して、もう日程が決まっておりますけれども、そして今月中に議会にも最終的に説明をさせていただいた後、町民の方に公表をしていくという予定になっております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） それでは、次の質問に移ります。

今お話しされたように、3月いっぱいに見直しの町の地域防災計画が提示されるということです。それからがいろいろとまたやらなきゃいけないことがあります。そのことについてが2つ目の質問です。この計画の概要版、そして防災ガイドブック、そして各種のマニュアル、それからハザードマップの作成についてということです。

地域防災計画、見直しがかけてられて策定され、町民の方に提示されるんですけども、やはり大事なものは、より具体的な行動マニュアル、そして町民の方が一人一人、いざというときにハザードマップを使い、一体どこへ逃げたらいいのか、そしてどういうぐあいな行動をとるのかと。これはマニュアルになると思うんですけども。そういったものをできるだけ早く作成、提示していただいて、町民一人一人に周知徹底できるということが大切だと思います。

まず、今の地域防災計画では、平成19年に策定された防災計画の概要版、こういったこれ表紙ですけれども「概要 永平寺町地域防災計画」ということで永平寺町防災会議ということが、これが策定されてPRされております。それから、もっとよりわかりやすくつくられたのはこの「防災ガイドブック あなたの避難マニュアル 永平寺町」ということでつくられております。概要版は少しボリュームがあって16ページぐらいですか、それからマニュアルも20ページの資料になっております。こういった、まず皆さんに計画を周知していただくということで必要だと思います。

これは今回の計画の見直しで3月いっぱいでき上がるんですけども、やはり同じように概要版、防災ガイドブック、こういったものが発行されると思うんですけども、それについての確認をちょっとさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 地域防災計画の見直しに伴いまして、今ご指摘のあったような概要版並びに防災ガイドブック、これも当然見直しをいたしまして町民の方にお示しをしたいというふうに考えております。この計画見直しの年度がちょっとずれますけれども、これは新年度の事業という形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今新年度とおっしゃったんですけど、大体25年度中にはそういったPRができるということでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 計画そのものが年度末にでき上がりますので、またそれを概要版にまた縮小する、あるいはその内容に応じてガイドブックも、新たにこれ作成することになりますので多少時間はかかるかと思っておりますけれども、できれば新年度中にはできるようにしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今回、この見直しされたという、大きな2つ特徴があります。計画の見直しですね。雪害対策ということと大規模事故、それからもう一つ大事なものは、原子力災害ということで計画全体が見直しされています。特に原子力災害ということについて、やはり今申し上げた概要版とか防災ガイドブックで、皆さんにどういったような災害なのか、もっと根本に立ち返って、原子力の災害っ

て一体どういうものなのかといったようなことの啓蒙が非常に大事じゃないかなと思います。

この見直しの防災計画の中にも原子力災害ということで取り上げております。永平寺町はご存じのように敦賀原子力発電というのが一番近いんですね。そこから50キロの距離ということで、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）という、また横文字使われているんですけども、PPAという地域に入ると。このプルームというのが、放射性物質が気体とか粒状になって風向きで飛んでくると、それが、例えばこの永平寺町で雨が降ったときにそこがかなり濃度の高い放射性物質で汚染されるといったような、そういったようなことが何か想定されております。

これ一部ですけども、一体原子力災害、当町についてはどんなふうな影響を受けるのか、それからまた、どう対応したらいいのかといったようなところを、まずわかりやすく知らしめてほしいということです。一例ですけども、同じ防災計画の中に原子力災害、そういう災害が発生したときにはコンクリート屋内退避体制の整備といったようなことも書かれております。もしそうなったときに、今までの一般災害ではだめで、コンクリート屋内避難所という言葉ですけども、ここへ逃げなきゃいけないのか、一体どんな建物になるのかといったようなこと、私自身もちょっとイメージがわいてきません。そういったことのまず知識の普及と、それから啓発といったようなところがポイントになるんじゃないかなと思います。

先ほど概要版とか防災ガイドブック、こういった中で、今回の取り上げられた特徴ある項目もできるだけ早く皆さんに知らせてあげなきゃいけないんじゃないかなと思います。早く作成をしていただいて取り組んでいただきたいなと思います。

次、2つ目ですけども、この計画ができ上がって、その計画に基づいているようなマニュアルが作成されます。計画の中では、そのマニュアルが必要ですよとかいうことで書かれています。この計画書を見るとかなり、非常に多くの何とかマニュアルとかそういった手引とかそういうふうなことが出てきております。

どれくらいあるのかということで、概略で結構ですから少し紹介していただくとそのボリュームがわかるのかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今現在、防災計画の策定をしておりますけれども、この

計画に付随しますマニュアルでございますけれども、現行、例えば避難所を開設するマニュアル、こういったものを初め、現在28のマニュアルを持っております。今回の計画の修正を受けまして、このマニュアルも当然修正が必要になってきます。

また、新たに、これもちょっと説明させていただきましたけれども、気象情報等によって、水害の発生時、避難勧告を出しますけれども、こういったときの判断をするときのマニュアル等も、これは新しいマニュアルとして作成をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今、現有でも28という数字ですけれども、またこれを見直しかける、また新たにマニュアルがふえるんじゃないかなと思います。これは全て行政がつくるというものでもありません。いろんな業者さんに指導をしてつくっていただくといったようなこともあると思います。こういうマニュアルの作成、より計画を、スケジュールに明確にして、進捗管理のもとにきっちりとつくり上げていただきたいと思います。

それから3つ目、最後ですけれども、やはり町民、住民の方一人一人に手渡しされる、そしていざというときに活用されるハザードマップですね。これは現在、土砂災害のハザードマップ、それから地震災害、これが洪水のハザードマップということで3種類各家庭に配られております。今回の見直しで、こういったハザードマップをまた見直しかける必要があるかと思えます。それから、先ほど挙げました原子力災害におけるハザードマップといったようなものが新たに作成されるのかどうかということをお伺いします。

現在ある3種類のハザードマップ、どのように見直しかけるのかということと、新たにこういった原子力災害のハザードマップができていくのかといったような計画内容についてお伺いします。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、町が策定いたしました土砂災害あるいは地震、洪水、この3つのハザードマップにつきましては、これは実はその基準が変更になっておりません。といったことで、今回はその内容について見直すこととはしておりませんが、これからいろんな法律等の改正、見直し等によってこういうハザードマップ作成に関する基準等に変更があった場合は、これはそういうものに合わせて見直しをしていきたいというふうに思っております。ただし、町の

今のハザードマップの中で示されております避難所とか避難路、こういったものについては当然必要になるところもございますので、これは見直しを進めていきたいというふうに考えております。

また、原子力災害に関するハザードマップにつきましても、これは今後、県の原子力規制委員会等できちっと5キロ圏内、5キロ圏外の市町が対応する、そういった対応についてきちっと判断が示されると思いますので、そういった国や県の方針に基づきましてそういったものをつくっていききたいというふうに思っております。

なお、今月で町内の8つの地域で自主防災組織の連絡協議会というものが設立されます。こういった協議会レベルにおいても少し、今申し上げたようなこういうハザードマップの修正、見直し等にも参加をしていただきながら町民の皆さんにも参加していただくといった形で、今申し上げたような見直しを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） おっしゃっていただいた内容で進めていただきたいなと思います。

避難所の見直し、これはたしか去年の12月の一般質問の中でも取り上げました。耐震化ということでのお金のかかる話、それからあとは、やはりより安全な避難場所といったようなことをもう一度見直しする。それから、1集落に1つの避難所といったようなことももう1回見直しをかけるといったようなことでの見直しをかけていただきたいなと思います。たしかどなたか、松岡の地区では北電の体育館を避難所として、これは一時避難所になるのか広域避難所になるのかいろいろ位置づけがあらうかと思っておりますけれども、北陸電力の体育館の避難所の設定といったような話も出ております。あわせて避難所の見直し、それからそこへ行くまでの避難経路をぜひともはっきりとしていただきたいなと思います。

それから、大事なことです。今課長おっしゃっていただきました、このマップをつくるということで取り組むんですけれども、やはりその自治会、自主防災組織が作成するという。この計画には作成することを促すということであるんですけれども、むしろ積極的に作成してくださいといったようなことで取り組みされたいのかなと思います。

概要版、それから防災ガイドブック、そして今申し上げたハザードマップができて上がります。これをぜひとも皆さんにPRしていただいて周知、そして活用し

ていただくということです。

その資料なんですけれども、今は永平寺町のホームページには概要版と、それから防災ガイドブック、これがアップされております。こういったハザードマップについてはホームページのほうにはアップされていないと思います。私の確認したところでは、これはちょっと見れなかったんですけれども。

申し上げたかったのは、私これ持っているんですけれども、多分かなりの多くの家庭ではどっか行ってしもうたとかということで、なかなか見れる状態になっていないんじゃないかなと思います。こういった保管状態きっちりするんですけれども、やはり紛失してしまうと。そういった場合に、こういった活用できる非常に有効な資料というのをぜひともホームページですぐ見れるように、紛失したらそれが出力できるような工夫をしていただきたいなと思います。既にこれがアップされていればそれでいいんですけれども、例えばこういったような写真でつくられた、これ土砂の災害マップですけれども、一度確認していただいて、今言った情報の提供の整備、改善もしていただきたいなと思います。

この件について何か、いや、掲載していますよということであればまたよろしいですけど。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） ホームページのほうへは地図は、図面までは載せておりませんが、アップさせていただいております。

○8番（川崎直文君） 。

○商工観光課長（酒井圭治君） はい。ハザードマップも出ております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） じゃ、ちょっと私の確認不足ですけれども、ぜひともそれはメンテナンスしていただいて、これが見直しされた時点でいち早く出していただきたいなと思います。

今回の質問、かなり具体的な一般質問となりました。これで質問を終わりたいと思いますけれども、計画は3月いっぱいぐらいに策定を終えて、恐らく4月ごろに提示していただけると。2つ目の質問内容の、いろいろガイドブック、そしてハザードマップ、これやはり自主防災組織で積極的につくっていただくということになりますと少し時間がかかるのかなと思うんですけれども、まとめて最終のこういった皆さんの手元に行く、活用できるものがいつごろに整備されるのかということをお伺いして質問を終わりたいと思うんですけど、26年度なら26

年度にはほぼ整備できるんじゃないかと、そういったことをちょっとお答えください。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 計画を見直しいたしておりますけれども、これも早急にお示しをできるような形に持っていきたいと思います。そして、ガイドブック、概要版、それから各種マニュアル等につきましても、これは時間、待たなしてございますので、できるだけ早い時期に策定して町民の方にお示しをするような形で進めていきたいと思います。そういうことで実は具体的な新年度の予算にも今回は計上しておりませんので、やはり時間が必要ということで、これ今時的なことを明示するわけにいきませんが、できるだけ早い時期にまとめさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 計画も新年度に早々と提示することができたら、ハザードマップ、新年度中に皆さんのところに早い時期に配布、提示されることを願って、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時07分 休憩）

---

（午前11時20分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、14番、渡邊君の質問を許します。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 14番、渡邊でございます。

さきに通告しておきました3点を中心に一般質問をさせていただきます。

そして、2月26日、この議会の初日でございますけれども、町長の提案理由の説明を聞きました。提案理由を聞いて、あらっとびっくりすることがたくさんございました。その1つとして、松岡中学校の第2体育館を建設するんだという問題。そして永平寺町に、416号線に道の駅が決定したということ。よう決まったな。我々も待ち望んでおった情報でございます。

そしてまた、永平寺町の小学校、中学校生徒の給食を無料化する。画期的なことやな。住みよいまちづくりのために子育てのしやすいまちのために、やはりい

いことするなという思いでございます。そして、この問題について、先ほど私もちょっと遊びにいったときでございます。お茶を飲みに行ったときに福井市の住民から「永平寺はいいことするの」「何や」と言ったら「保育料は安いんだ。そして給食もただになるんだ。私も永平寺町で住みたいの」というような話でございます。本当にいいことするなと。やはりこれが住民福祉のためにこのようにするのは本当にいいことだろうなと思ったんです。

その後、町長から中部縦貫道の用地の問題について地権者から同意を得たと。我々も本当に待ち望んでおった情報でございますし、7番議員の川治議員からも一般質問の中で目を潤まして本当に喜んでおった。本当だろうなと。我々もどうなるんか、どうなるんかと心配しておりましたけれども、やはり地元から選出している議員として本当に感無量であったなという気持ちを察するのでございます。

そして、私はこの問題点についてある程度質問をさせていただきますけれども、松岡中学校の第2体育館、町長から武道館の建設だと言われておりましたけれども、この武道館を建設するためにどれだけぐらいの大きさになるのかなということをお聞きしたいんですけど、計画がありましたらお聞かせを願いたい。その大きさを聞きたい。

そして、この旧永平寺地区に町民が集える場所が少ない。「旧松岡地区から見れば、何かイベントがあれば上志比のサンサンホールだ、サンサンホールだって、渡邊さん、ほんなところへ行けるか」と。旧松岡地区に欲しいというのが松岡地区の住民の声でございます。

ここに第2体育館をつくる、また武道館をつくるのであれば、中学校と町民が共用できる、やはりできるだけ大きなスペースを持つ体育館にしていだけないかなというのが私の本音でございます。この体育館建設において町当局がどのように思っておるかお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

ただいま、武道場の大きさはどれぐらいかというようなお尋ねでございます。

25年度で調査票も打ちまして、これから決めていくということでございますけれども、今のところ、武道場ということで450平米が国の基準、限度面積になっておりますので、一応450平米ほどというようなことで考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 450平米というと百二、三十坪ですね、坪数に今。そんなに大きくないんじゃないかなと思うんだけど、ある住民と話したときに、「かつて松岡中学校の生徒がどれだけおったんだ」と聞きましたら、そしたら、多いときですよ。約450ぐらいおっただろうという推測ですね。今300名ぐらいだろうと言うんです。そして「ああそうか。じゃ、随分減ってるな」という話でしたけれども、そのときもクラブ活動の中に、やはり柔道部もあり剣道部もあり、今の体育館で全部やってきたんですね、だからこれ。そしてまた、そんなに必要かなという。私必要やと思いますよ。しかしながら、せっかく建てるんだったらもう少し町民が300人なり400人入れるような大きな施設にしてほしいというのが私の気持ちでございますけれども。

今はまだ本格的な設計等はできておらないと思いますけれども、今後拡大、その事業を大きくするような意思があるのかなのか、また大きくするような道があるのかなのか。そして、これは町民のために町民体育館が欲しい。中学校と町民とが一体となって集える場所が欲しい。そしてやはりこれは、今、旧松岡地区に文化施設というのは、ある程度町民が使用できるのは松岡の公民館だけですね。公民館の3階、4階ですか、どれだけ使用できるんだと。大したことないんですよ。もう少し大きい施設が欲しいというのが私の気持ちですけれども、前向きな声がございましたらお聞かせを願いたいと思いますけれども。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今、450平米よりも大きい建物が欲しいというようなことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、これから調査設計をかけてやっていくということで、実際どれだけかかるんかということも総合的に判断しながら、やっぱりそういったご要望のことも考えてこれからまたそういった計画を立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） この問題について、生涯学習の課長、やはり生涯学習というのは人づくりなんですね。まちづくりの基本なんですよ。社会教育はやっぱり充実してほしいと。そのためにも声を大きくして、できるだけ町民が期待するような体育館にしてほしいということでございますけれども、ひとつご尽力願えますか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 今議員さんおっしゃいましたように、人づくり、まちづくりは社会教育、社会体育が基本でございます。おっしゃるとおり、公民館の収容人数というのは、4階の大ホールでございますが、大変狭いのが現状でございます。できる限りご意向に添えられるようなことを今後考えてまいりたいかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） じゃ、できるだけ今言ったような建物にしてほしいなとお願いしたい。

次に、我々が待ち望んでおった道の駅の件でございますけれども、町長から初めて聞きまして、道の駅が本町に決定したと。ややもすると勝山に行くんじゃないかな、また大野に行っちゃうんじゃないかなというような危惧をしておりましたけれども、本町に決定したということは、やはり町長の政治力の強さかなということでは私は両手を挙げて賛成をしたい。

しかし、道の駅ができる以上、やはり永平寺町のためになってほしい、そして永平寺町の活性化につなげてほしいというのが私の気持ちでございます。そしてできることならちょうど永平寺温泉と隣接したような道の駅にしていきたいなというのが私の希望でございますけれども、どのような格好になるのか、担当のほうから何か構想がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまのご質問でございますが、今、県と本町が計画しております道の駅は、観光の広域化に対する拠点づくりと地域の活性化を目的に、交流の促進によるにぎわいを創出するために必要な施設であると思っております。永平寺温泉「禅の里」に隣接する計画地、禅の里の東側を予定しております。その計画地には、道の駅の空白地帯であることや日交通量が多いことから、永平寺温泉「禅の里」を生かした相乗効果を上げるためには最適な場所であると考えております。

今後は、詳細につきまして検討委員会などを立ち上げ、地域振興施設を含めた道の駅の計画づくりなど、県とともに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、課長からの答弁の中で永平寺温泉の東側と言われましてけれども、じゃ、国道を挟んで なるんですか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） そのままの永平寺温泉の東、接続しております。敷地そのものが接続して、先ほど議員さんおっしゃったように一体的な形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） じゃ、これ決定し次第、やっぱり我々に一日も早くお示しを願いたいということを要望をしておきます。

そして次に、町営住宅の跡地の問題でございますけれども、本町に町営住宅の跡が何カ所ぐらい残っているのか。特に旧松岡地区が多いと思いますけれども、担当課長、町営住宅の跡地がどれだけぐらい残っているのかなということをお聞きしたい。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまの町営住宅の跡地でございますが、まず以前から利用しておりました県営住宅の跡地が2カ所、これは城東のほうと薬師のほうに県営住宅の残地が2カ所残っております。

それと、町営住宅の団地の跡地といたしまして、現在、清水団地、石舟団地、この2棟につきましてはまだ居住者がおるということから、若干まだ利用をするということになっております。それと、神明団地の西側、これにつきましては、ただいま北陸農政局が平成26年度の事業におきまして仮排水を行っているところから、まだ行政財産目的外の使用を許可しているところでございます。そのほかに芝原の北団地の跡地がまだ行政財産として残っております。これはペンシルパークの前ぐらいと言うとおわかりになりますかね。それともう一つ、神明団地の東側、これにつきましてはもう普通財産に移行しているところでございます。

よって、芝原の北団地が既に更地になっているところ、それと神明団地の跡地の東側が、これも普通財産として更地になっております。それと今西側についてはそういった形で北陸農政局が利用しているといったところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 町営住宅の跡地は、私、実は神明団地の跡地についてお聞きしたいんですが、これは監理課の仕事かもしれませんが、地域の人が、何となく隣接する住民が草刈りをやっているんですよ。やっぱり感謝の気持ちが

なげんとだめなんですね。そして、なぜやと聞くと、やはり蚊が湧くとかいろいろと弊害があるんですね。だからできることならば一日も早く売却するなり、あるいは何かの格好で整備をしてほしいというのが私の気持ちでございますけど。

また、かつて町長から言われたように、あそこを宅地にして昇降路の問題とかいろいろなことを言われてましたけれども、一日も早く神明地区の団地の跡は、やはり今言ったように、そして私どもの当時の町内が約、最高にやっぱり百三十何件か戸数あったんですね。 あった。今100戸を割るような状態になっているんですね。だから神明地区の活性化のために、永平寺町の活性化のためにも、やはり新しい、住んでいただけるような宅地開発をしてほしいというのが私の気持ちですけれども、そんな気持ちはないんですか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） では、お答えさせていただきます。

その前に、草刈りについては我々監理課も一応刈っておりますが、まだ不十分ならばまた今後も何回も刈るように努力いたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

まず、また次に跡地どうするんだということでございますが、神明2丁目の町営住宅の跡地については、今現在、芝原用水に接しております。この芝原用水は国営の九頭竜川下流農業水利事業所によってパイプライン化が進められております。芝原用水の水路は平成25年度末に工事の完了であり、今後計画されるパイプラインの上部利用計画である道路整備については、平成26年度末に工事の完了の予定でございます。この跡地の整備開発についてですが、芝原用水の事業が終了した後の周辺環境に合わせまして利用方法や整備計画を検討するほうが有効に土地が利用できるというふうに考えておりますので、今後計画されるパイプラインの上部の道路整備とあわせて今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 一日も早く、地域の活性化のためでもございますし、やはり前向きにいろいろな諸問題に取り組んでいただきたいと思います。

次に、総務課長にちょっとお聞きしたいんですが、今度、永平寺町の本庁の中で特別職を含んだ退職者がどれだけぐらいおるのかなということをちょっとお聞きしたいと思いますけど。退職者。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、特別職についてはちょっと控えさせていただきますけれども、一般職員が9名、保育職が3名、消防職員が4名、調理員2名、合計18名が退職をすることになっております。

○議長（伊藤博夫君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 職員の中で本当にたくさん退職者が、なるようです。ほとんどこれ定年だろうと思いますけれども、退職される方がこの中にもおられるんじゃないかなと思いますけれども、やはりその方々が長い間本町のために努力されて、苦難な道のりを乗り切ってようやく退職されるということだろうと思いますけれども、今後、退職後も本町の発展のためにご尽力を賜りますようお願いをいたします。また、長い間本町のためにご尽力くださったことに厚く御礼を申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時40分 休憩）

---

（午前11時40分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 再開いたします。

次に、13番、松川君の質問を許します。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 昼休みを挟みますので1点だけお願いをいたします。

まず一番最初、危ないインフラを放置するな、東古市の開発センターはあと40年もつというがというタイトルであります。この「危ないインフラを放置するな」というタイトルは、実は月刊誌の『文藝春秋』2月号の特集記事からいただきました。松本町長もきっとお目通しのことと思いますが、書いた方は京都大学の藤井聡という教授ですので相当信憑性があると思います。

その方が強調していることは、コンクリートの寿命は50年から60年であるそうであります。したがって、1960年代の高度成長時代につくられたさまざまなインフラが今一斉に寿命を迎え、老朽化しているということになります。実はこの60年代のインフラが危ないというのは、こっちのほうがこれ、週刊誌の間のほうですが、60年代インフラ危ないって、こういうふうなんで結構最近、雑誌、月刊誌には特集で取り上げられております。

笹子トンネルの崩落事故、これは皆さんにとっても非常に記憶の新しいところ

でありますけれども、実はこれ以外にも、余り知られていないけれども、1999年、山陽新幹線の福岡トンネルとか、あるいは北九州トンネルでも相次いでコンクリートの塊が落下した事故もありました。たまたま死亡事故にはつながっていないということでもあります。トンネルだけでなく、橋も落ちる事故も幾つもある事例としてあるそうでもあります。アメリカでも、実はこれ、我が国よりも30年ほど早い1980年ごろに大きな橋が崩落した事故は幾つもありました。これと同じような状況に、今日本が少しおくれて突入してしまっているという指摘であります。インフラ老朽化に対して抜本的な対策を図らなきゃならないという時代に立ち至っているということでもあります。

実際、例えば全国の橋のうち、橋で言えば、2008年には老朽化のために通行止めとなっていた橋は121であったが、2012年には217と倍近くにふえました。その他、ダムが危ないとか水道管が危ないとか、あるいは電波塔が危ないとかという話もありますが、これは切りがありませんので、今回は永平寺町に限ってお話をしたいと思います。

永平寺町でも、このような心配をしなくてはならない、そして何らの手を打たなきゃいけないインフラの箇所があると思われませんが、町は全体的にこういうインフラをどう把握しているのか。

先ほども川崎議員の質問の中で話題に出ておりましたけれども、先日、町から、22カ所ある橋について橋梁長寿化計画表をいただきました。以前から問題として取り組んでいることは承知しています。実際修繕をしている橋も多うございますが、コンクリートの寿命は50年から60年と専門家から指摘をされますと、果たして抜本的な対策を実行しているのかなと不安な気持ちになります。

中でも昭和38年につくられた浄法寺橋、先ほども話題になっておりましたけど、一番古いのは、もっと古いのが観音橋、市野々のほうにあるそうでもあります。これも私、実は月に何回か利用させてもらっているんですが、50年ぐらいたっていますので抜本的な対策があるのかなというふうなことを思うわけでありまして。

もう一つ、私の利用だけで言いますと越坂トンネルがあります。それは笹子トンネルのような天井ではありませんが、松岡から入ると入り口のところに、多分防壁 だと思いますが、車で行きますとそんなにじっくりは見られないんですが、入り口のところに結構大きなやつが張りついています。そしてもう一つはジェットファンが、松岡から行きますと行きしなのほうに、左側のほうに3機

ほどぼんぼんぼんと並んでいます。あれを、やっぱり笹子トンネルの崩落事故、私だけでないと思いますね。結構天井を見てしまいますね。結構大きくて重そうで、あれが万が一落ちたらまずだめだろうなという感じがいたしまして。これは私一人だけでなく、結構永平寺町の住民は毎日のように通っていると思うので私と同じような心配をしていらっしゃるのではないかなと思います。

多分あれは町の管理ではなくて国か県かがしているんでしょうけれども、そういう越坂トンネルに関してはどこが点検をしているのか、どこがメンテナンスをしているか、それが町にどういうふうに報告が上がっているのか、そこら辺を教えてほしいなと思います。

まずここら辺の話をひとつ、区切りつけたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、町道のインフラの点検についてお答えいたします。

橋梁につきましては、先ほどから議員さん方もおっしゃっているように、平成20年度に全橋梁の点検及び修繕計画の策定を行っております。これに基づき長寿命化修繕工事を進めております。現在は、先ほどもお話に出ました浄法寺橋あるいは観音橋、新領家橋の3橋が修繕済みとなっております。また、北地区高架橋など5橋が施工中となっております。これにつきましては、先般、計画書をお渡ししたところでございます。

今後も定期的に点検を実施することとしておりますが、また、永平寺ダムに通じる延長157メートルの愛宕トンネルにつきましては、昨年12月に職員による点検を行いました。国の補正予算で新設された防災・安全対策交付金を活用した詳細点検を3月補正の予算に計上させてもらっているところでございます。その他、のり面や標識などの構造点検につきましても、同交付金事業により今後点検を進めていくことになっております。

次に、県道施設の点検についてですが、橋梁につきましては、全橋梁が点検済みであると確認をしております。長寿命化修繕工事も、五松橋、鳴鹿橋など5橋が施工済みとなっております。これはあくまでも福井土木事務所の永平寺管内ということでご理解願いたいと思います。その他の構造物点検につきましては、町と同様、新交付金事業により今後実施される予定となっているというふうに聞いております。

また、先ほどの中部縦貫自動車道の越坂トンネルにつきましては、平成23年度に定期点検、昨年12月には緊急点検が行われており、いずれも異常は確認さ

れておりません。また、この越坂トンネルにつきましては、笹子トンネル事故を受けた後、その天井落下事故を受けて、ジェットファンなど重量物の構造物に関する全国一斉に行った点検結果について昨年12月に公表しているところであり、越坂トンネルにつきましても、ふぐあいなしで公表されているということでもあります。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

浄法寺橋に関しても、計画表が私の手元にあるんですが、私は別に土木の専門家でないのでよくわからない用語もあるんでね。ただ、ひび割れ注入工であるとか表面被覆工であるとか断面修復工法とか補修工とかいろいろ書いてありますが、浄法寺橋に関して言うと橋桁がどんなんかなど。上のほうに関してはさほど、我々も見ててちょっとみすぼらしい感じはしますが、そんなに心配はしてないんですが、本当に大きな地震のときぐらいに行ってしまったらという不安はありますんで、そこら辺、抜本的な対策を考えているのかどうかということがちょっと不安なんです。

今の越坂トンネルの話はよくわかりました。広報の類いでそういうふうなことを、点検したということ流しているならそれでいいですが、そういうふうな点検をしているということを住民に知らせるのもいいかなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 浄法寺橋につきましては、先ほど議員さんも持っておられると言った計画書の中に、上部工のひび割れ注入工とかいろいろな伸縮継ぎ手の工法が載っておると思います。例えば下部工にふぐあいがある場合は、そちらに上がっておりますような新領家橋の下部工のひび割れとか、そういったものもしっかりと点検しております。しかしながら、浄法寺橋については下部工の異常は認められないというような点検結果から、しっかりしているという判断のもとで、今回、上部工の修繕を行って対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

さて、そういう心配と同じように、東古市の開発センターも同じように心配をしています。消防署の皆さんよくご存じのように、新庁舎を、その開発センター

をL字型で囲むようにしての新築の計画です。開発センターのかなりの部分にも消防署の機能を持たせます。その開発センター、聞けば昭和46年完成ですから既に42歳となりました。それをあと30年から40年もたせるという前提で、今、消防庁舎の設計に入っていると聞いております。藤井教授の説ではコンクリートの寿命は50歳から60歳ということでありますので、開発センターの年齢42歳に30から40を足し算すれば70歳から、あるいは80歳を超えてしまうということになります。

私も地元の建築士の方お2人にお尋ねをしました。お答えは2人とも「70年から80年もつといえどもつ。あながち間違いではない。しかし、建物というのはコンクリートだけでできているわけではない」と。人間の体が血管だとか神経だとかいろんなものが走っています。非常に人間の体は複雑過ぎますが、それほど建物は複雑ではありませんが、人間の体と同じようにいろんなものが走っています。人間で言えば神経とか血管がだめになれば、損傷すれば人間の体がもたなくなるのと同じように、コンクリートだけがもつてもだめであるというふうなことをお聞きをいたしました。なるほどなと思っている次第であります。

まず、町は専門家のような方に多分尋ねられて、あと30年から40年とおっしゃっているのでしょうかけれども、一般論として、先ほどから申していますように、建物に限らず、こういうインフラの現在の強度や寿命がきちんと点検されていないという現状があるんですね。

お聞きをいたします。誰が先に30年から40年もつと言われたのでしょうか。そして誰がどのような点検、見立てでそう結論づけたのでありましょうか。教えていただきたいと思えます。

我々も全くそれを初めから疑ってかかっているわけではないんです。かなりこれレベルの高い点検が行われ、そのデータの説明も聞き、なるほど30年から40年もつと判断できればいいのでありますが、そういう話は今のところは聞いておりません。きちんとした調査、点検がなされていないのなら何としてでも、お金はかかるかもしれませんが、私は実施をしていただいて結果をご報告いただきたいなと思うところでもあります。

なぜこのようなことを12月議会以来くどくどと申し上げておるかといいますと、一つは、30年から40年もてばいいのですが、一仕事終えたね、ご苦労さんという気持ちにもなるし、30年から40年もてば経済的にも多分ペイできると思えます。ただ、コンクリートの寿命が50年から60年という説に従えば、

あと20年はもたないんじゃないかなということも危惧されます。かなり早い段階で老朽化し取り壊さなきゃいけないということになればL字型の消防庁舎が残ることになり、その分また増築するんですかということになります。どう考えても無駄というか、二度手間というか、そんなことでややこしい話だなと思っております。そういう心配をしています。

もう一つは、現在の簡単な消防庁舎の設計図を見させていただきますと、もう一つ感じるのは、今の駐車場のスペースが極端に小さくなるということも心配であります。最近、開発センターの前を通るたびにどのくらい車がとまっているかなということに注視しているんですが、意外とたくさんとまっていて、私は昼間しかあの前は通りませんが、夜になるとまた相当使われているんじゃないかなというふうに思います。実際よく考えてみると、あの開発センターというのは、本当にロケーションがよくて中央公民館的な役割も果たしていて非常に利用度が高いということも聞いています。何よりなことでもあります。

そういうことを念頭に置いて、これからベストな新消防署の設計をお願いしたいということをお願いしているんですが、まだ時間の猶予はあると思いますので、どうか私どもの提案に耳を傾けていただきたいということでご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） では、答弁させていただきます。

建物のコンクリートの耐久性については、減価償却の基準となる耐用年数と実際の建物の寿命となる年数は異なります。鉄筋コンクリートの建物が実際何年使用できるかという基準はなく、コンクリートの劣化の進みぐあいによってそれぞれの建物の寿命が違うことを県により確認しております。

開発センターの耐震診断判定を行ったときに、コンクリートに強度があるかどうかという検査をするために、コンクリートの一部をとって検査をしております。その強度の試験の結果、コンクリートは建設当初の強度があるという結果が出ています。この結果から、建築設計事務所によると開発センターについては劣化は余り進んでいないというようなことをいただいております。

したがって、今後も建物の定期検査を実施し、建物のメンテナンスを行い適正な維持管理をすることにより、昭和46年の建物ですが、現在までの年数相当はまだ使えるものと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） そこまで詳しい説明は私は今初めて聞くんですが、それはそれで信用して30年、40年もってくれればいいなと思いますが、本当のところを言うと、監理課長も以前、30年もつか40年もつかなんていうのは本当のところは誰にもわからないということが本当のところでありまして、そういう意味では監理課長は非常にご正直な方だと思いますが。

今の検査でまあまあ詳しいことをやっていると思いますが、またそれ以上に、場合によっては少しお金をかけて非常にレベルの高い点検をしていただきたいというふうをお願いしておきます。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩いたします。

1時から再開いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（午前11時59分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 昼一番に、私にとっては2番目の質問です。よろしくお願ひをいたします。

タイトルは、学校給食無償化は本当に必要か、これだけ疑問があるがということで、非常にタイトルとしてはちょっと過激なんですけど中身は大したことないので、皆さんと一緒に考えていければいいなと思っております。

今回の当初予算の目玉政策は、どなたかもおっしゃってございましたけれども、何といたっても学校給食の無償化であると思います。議会で通る前に、2月27日の新聞でも大きく取り上げられました。これもどうかと思いますけれども、新聞社のほうの責任もありますし、書き方の問題もありますので、このことは今は問いません。ただ、結果的に住民の多くが知るところとなりまして、また私たちもそういう面では助かる面もあるんですが。

まず、私たち議員は2月14日の時点で、その方針、行政側の考えを初めて知ったんでありますが、正直言って、私自身も驚きが先に立ちどう反応していいのかわからないという、本当に瞬時には判断できないようなありさまでありました。その後、時間もたつに従って、新聞の影響もあって、住民の皆さんや、あるいは関係者の意見や感想も、こっちも積極的に聞きながら私の考えもまとまってきま

したので。大体ざっと30人ほどの方々にお聞きをいたしました。その方々の反応は反対というよりも、まず何で学校給食無償化なのという純粋な疑問で、「何でそこまでしてくれるの」という声が圧倒的に多うございました。そういうお声をいただきながら、私自身の持つ疑問点もつけ加えながらであります。住民の声としてお聞きいただき、丁寧にお答えをくださいますようお願いいたします。疑問点、非常に本当に多うございます。17項目もありますので幾つかに区切ってお願いしたいと思います。

1番目は、財政とか財源の課題としての問題がないかということですが、これは昨日、きのう長岡議員が本当に力を入れてやっていらっしゃいましたので同じことは申しません。本当に財政調整基金を22億円も積みまして、また借金は、合併時には200億円もあったのに今は146億円と、町長自身のご努力と工夫の成果だと高く評価をされます。しかし、住民感覚で言えば、確かに今は財政的に一息ついたところかもしれませんが、しかしここが我慢のしどころではないのかなと、そういう印象を持っていますね。油断は禁物だということでありましょう。

それともう一つは、一度やり出したら、松本町長自身もおっしゃってましたけれども、半永久的にやらないと意味がないということで、それもわからんでもないんですが、実際に何年か後の関係者の人もやめるにやめられないというか、そういう状況になるんで。きのうはやっぱそういう意味では長期的にやらなきゃいけない、異議があるということでそういうやりとりがありましたけれども、私は本当に場合によっては、これは思ったときにはきちっとやめたと言っても別に罰は当たらんと思いますよ。

それと、今はデフレということもあって、また給食士の方々や栄養士の方々の努力で非常に給食費を安く抑えています。250円とか300円とかね。これは食材の原材料費だけでありまして、これからの流れとしては消費税が、ご存じのように8%あるいは10%と、もっと上がる時代が来るかもしれない。ある意味インフレも予想される。円安の影響でいろいろ輸入品も上がり、確実に小麦の類は高くなると思います。電気代も高くなるんでないかと思っていますね。私、年間に8,800万程度で済まなくなるんでないかというふうなことを心配するんですね。これが一つ。

第2の疑問は、8,800万という言い方は、僕は半分間違っているんじゃないかと思っています。というのは、それはあくまでも、今申し上げたように食材

の原材料費だけの計算でありまして、それを出しているだけで、実際には学校給食にかかっている経費は、当然のことながら人件費もあれば、光熱費もあれば、設備らの減価償却費あるいは設備の修繕費、こういうものもあるわけで、これらを全部加算しますと、私はそういう情報を持ってませんが、多分何億何千万の、それは5倍も6倍にもなるとは思ってませんけれども、そういう数字になるんでないかと。僕はそういう数字をもとにして議論をしないと本質的な議論ができないんじゃないかと。少なくともこれ、年間8,800万で済まないことは間違いないと思います。

第3の疑問。保護者の皆さんはそこら辺の事情はわかっていると思いますが、250円、300円のことは大体食材費だということぐらいはわかっている、したがって、私、給食費がそういう非常に安いということで非常に保護者の方々は満足していると思いますよ。しかもおいしいし。それでお聞きしたいのは、保護者とかPTAから要望とか、あるいは陳情が今まであったんですかということをお尋ねをいたします。

4番目、保護者は、今申し上げたように、私はそこまで行政がしてくれなくてもいいと思っているからの疑問であります、そういう保護者が圧倒的に多いと思われませんが、何でただにするのという反応がありまして、学校になくてもおなかがすけば食べさせるのが親の務めであるというのは、きのうの長岡さんとちょっとダブるかもしれませんが、逆に親の義務というよりも、務めというよりも私は親の権利だと思っています。自分の子どもは夫婦力を合わせて食べさせる、これは親の誇りというか、教示というか、そういうもので、そこまで政治が入っていかなくてもいいんでないかというのが私は日本の今のところの文化だというふうに思っているんです。

ここら辺、今4つほど申し上げましたけど、まず一区切りでお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

まず、PTAとか学校関係者からの要望はあったのかなかったかというようなことでございますけれども、このことにつきましては、要望としてはございませんでした。

それから、これと順番が、いろいろちょっと先になってしまってあれなんですけど、今の給食費の半分程度で行政サービスができていないかというよう

なご質問でございますけれども、このことにつきましては、学校給食法では、学校給食に要する経費のうち、政令で学校設置者の負担と設置者以外の負担は保護者負担となっております、法的にこういうふうな形で区分されているということでございます。設置者の負担につきましては、設備、それから維持管理費、給食の調理員などの人件費ということになっております。それ以外の保護者負担というのは食材とか調味料等が保護者の負担になっているということでございます。

それから、子どもに食事を出すのは親の義務であり権利ですということで、無償化は権利を奪う印象があるんじゃないかというようなことでございます。このことにつきましては、確かに親は子どもを養育する義務があり、その中には食事も含まれていると思います。これまでも学校では給食を提供することに変わらないので、無償化に伴い保護者の権利を奪うというものではないということと考えております。

濟いません。ちょっと順番に言うてもらわんと、もうごちゃごちゃになってまうで、大変申しわけございません。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 本来なら、そのお答えに対して私も再質問していろいろやりたいんですが、どうも時間が心配なんで。濟いません。

次行きます。

5番目です。学校とか——学校の関係者ですね——あるいは5人の教育委員の方々とよく相談をされましたかというふうにお尋ねをいたします。上意下達というか、一方的な ではちょっと困るなど。議会に対しても実は、さっきも申し上げましたけれども、3月議会の直前の2月14日、初めての説明でありました。少なくとも、ぜひやりたいという気持ちはわかりますが、ぜひやりたいんだけどどう思われるかということぐらいのお尋ねをする態度が必要かなと思います。学校とかそういう場面においても、あるいは学校関係者あるいは教育委員会の方々にどういうふうな反応があったか、どう思われているか。何か出てきたなら教えていただきたいなど。

ほんで6番目、これはきのうの長岡議員のとダブりますけれども、私のほうから意見としてだけ言います。やっぱりきのうの学校給食の調理の現場、いろんな意味で人員がいっぱいいっぱいであるとか、あるいは衛生面の設備らもまだまだ十分ではないとか、そこら辺の改善が先かなというふうに私も思います。これは

答弁は結構でございます。

7番目、学校教育の現場でも設備面らの予算の要求とか要望、常にたくさんあるというのはいつの時代もそうなんです、これはいつの時代も全てかなえてあげればそれにこしたことはないんですが、なかなか現実には100%ではないということが仕方ないことかなと思っておりますが、せめて、私どもも時々学校に出入りして、こんなことを改善を願っているんだということをたまに聞くこともありますね。それが何年の者から聞いていて、せめてそろそろかなえてあげたらいいなと思うところもあります。もっと言うと、教育のソフト面とか、あるいは部活動の支援ということになると、これは切りがないんですが、そこら辺、この無償化の分というか、年間8,800万を、永平寺町10校ありますが、単純に10で割れば簡単に答えが出てきますけれども、学校によっては1,000万近くもらえるようになるということを、そんなことは聞きませんよ。聞きませんが私自身が勝手に付度をしているわけでありまして、こういう声があるとしたらどういうふうなお答えが出てくるのかなということが気になる場所ですね。

今2つ、6番目を除いた5番目と7番目の2点についてお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

学校とか教育委員会とよく相談したんかというようなご質問でございますけれども、このことにつきましては、学校並びに教育委員会等につきましては何回か説明をさせていただいているところでございます。特に教育委員会さんの5名の方には、趣旨とか説明をよく相談をさせていただきましてご理解をいただいているところでございます。学校ともいろいろ、機会あるごとに校長会とか、あるいは町長と語る会の中でもそういったお話をさせていただいているところでございます。

それから、無償化よりも調理員らの学校給食の万全な体制づくりのほうが大切かというようなご質問でよろしいですかね。これにつきましては、これまでも学校給食衛生管理基準に基づきまして、安全で安心できる給食づくりに努めてきました。しかし、不備なところにつきましては、今後とも設備面、運営体制をよりよい形に進めていきたいなということで考えております。ほんで一様にはできませんけど、一つずつ前向きに整備をさせていただきたいなということで考えております。

それから、これちょっと先ほどの質問になるんかもしれないのですが、一応年間8,800万円ということで、このことにつきましては補助金で計上させていただいております。あとの給食関連の運営諸経費につきましては別途また見ておりますので、これにつきましては総額1億4,000万ほどの金額になるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 一番聞きたかったのは、8,800万がもしもあったらということで、10校で割り算すれば七、八百万から1,000万のお金がいろんなことに使えるなということを学校が多分、私は勝手に付度して言っているんですが、そういう意見というのは校長会か、あるいは教頭会で出てこなかったですか。どういうご説明かわかりませんが、そのときに。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） そういったご意見は特にいただいておりますけれども、我々学校教育課としましては、一応ほかの事柄で必要なものは必要という形で要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ほかの面でも精いっぱい支援をお願いいたします。

8番目からは、ほかとのバランスの問題になります。子育て支援に少し入れ込み過ぎじゃないかという声もあります。そういうことをおっしゃる方は、実際に子どもがもういなかったり、あるいは子育て支援に直接恩恵をこうむらない方もいますけれども、そういうお子さんが家族にいても、じゃ私たちはどうなるのと、そういう声も実際あります。私は子育て支援も大事ですが、若者や、あるいは高齢者の世代への支援のバランスにも注意を払っていただきたいなと思います。

9番目も、これもバランスの問題になりますが、先ほど申し上げましたけれども、8,800万でなくていろんなものを入れたら、多分何億何千万ということになるんで、そこら辺がわかれば一番いいんですけど、私はそういう情報を持ってないんでわかりませんが、例えば消防費だけで3億8,000万という数字が上がっていますが、これ学校給食費という1項目だけで2億前後のお金が行ってしまうということに対しては、消防と学校給食はどっちが大切かという、これはどっちとも大切なんです。ただそういうことがそういうアンバランスと言うと悪いけれども、そういうことは気にならないかということですね。

もう一つ、10番目は、地域住民から、個人も含めて町内とか団体とか、いつもさまざまな要望、要求が多分上がっていると思います。そのときの行政側の担当者は、お金がない、お金がないというのが一つのお断りする口癖というのになっっているということを知ることがありますが、私は今回の8,800万の拠出でもうこのせりふは使えないんじゃないかと。お金はあったんだというふうな、ちょっと意地悪な言い方ですけど、そんなふうに住民は言いますね。だから要するに、実際にはお金がないんでなくて俺たちに使うお金はなかったんだということに相なるわけで、これからはこれは疑問でなくて注文でもあります。議員にもそのお金がない、お金がないということでそういうしわ寄せも若干来るんで、これからお断りになるならきちんと、お金がないということも大事ですが、やっぱり優先順位を、こうこうこうだからそれには使えないということ、担当者の方々は非常に言いづらいでしょうけれども、そこら辺はうまく言ってほしいなということでもあります。

11番目、これもきのうちょっと話題に出ていましたけれども、奨学金の話はいたしません、子育てにお金がかかるといいますが、もちろんかかるんですが、本当にかかってくるのは私はやっぱり中学校を出てからじゃないかなと。きのう、副町長の答弁を聞いててちょっとおかしいなと思ったのは、僕は子どもの時代もかかるという、そんなの一緒だとおっしゃったけど、僕はあれは都会の話でないかと思うんやね。都会では小学校や中学校で私立小学校だとか、あるいは私立中学校、そして学習塾あるいは家庭教師にもとんでもない教育費を使うところなので、あるいは大学生になるとお金はかかるんやけど、考えてみりゃバイトもできるでしょう。親の負担が多少軽減されるんでないかなという、そういうデータもあるんで、必ずしもそれは当たっていないなということの後で思ったんですが、僕はやっぱり基本的には大学行ってからかなと。あるいは高校でもかかると思いますが、何か別個そういう手当てを考えているんかなと。きのうの奨学金のあれは本当におもしろくて、私も何年も前から奨学金してくれるといいなということを考えていますんで、これはいずれ改めてということをお願いいたします。

そこら辺でひとつお願いできますか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 昨日、副町長のほうから申し上げた数字につきまして、ちょっと今説明させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、松川議員のほうから、町民の方からいろんな要望があつて、お金がないからできないというふうな、そういう断り方を行政はしているのでないかというふうなことを今ちょっとおっしゃったので。

町民の方から教育以外にいろんなご要望をいただいております。これはもちろん道路とか、あるいは農地等のそういったハード面の整備とかいろんなこと、例えば教育に関係いたしますと、通学路とかそういった交通安全面のこととかいろんなご要望をいただいております、それはおっしゃるとおり全てにお応えできているわけではございません。おっしゃるとおりでございます。しかし、これはその金がないとかそういうことではなくして、これはどうしても優先順位を決めてやるべきことで、そういう面では、こちらのほうも要望があればもちろん現地も確認いたしますし、そして本当にそういう必要性があるのか、あるいは緊急性があるのか、どれが一番大事でどれを先にやらなければならないということは十分我々は考えながら対応をさせていただいているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 子どもの学習教育費ですか、教育費が中学校を卒業してからお金がかかるはずだというお話がありました。きのうも大学のほうが金かかるんでないかというお話がありました。

きのうちょっと申し上げましたけれども、文部科学省のほうで隔年実施で2年に1回、子どもの学習費調査というものがございます。これは公立、それから私立の幼稚園、小学校、中学校、そして高等学校、これは全日制に限っておりますけれども、ここの幼児、児童生徒を対象とした学校学習費の調査ということで、内容は、これは授業料だとか修学旅行・遠足・見学費、PTA会費、図書、学習用品、実習の教材費、これら含めたものを学校教育費として調査をしております。それから学校給食費、これも調査をいたしております。最後に学校外活動費ということで補助学習費ということでいわゆる塾だとかこういったところへ支払っている金額、こういったものも調査しております。

その結果によればということで申し上げているわけですが、幼稚園の3年間で、これは全国の抽出調査ですので必ずしも永平寺町の実態を反映しているかどうかは別としまして、一般論としてお聞きいただきたいんですが、幼稚園の3年間で66万2,000円、小学校6年間で182万円、それから中学校3年間で140万円近く、高等学校は3年間で、22年から高等学校の授業料が無償化になつ

ておりますから117万5,000円ということですので、何というか、トータルで500万円近くかかっているんですが、そのうち中学生までが400万円近く、高等学校は100万円ぐらいという結果が出ております。

もう一方、大学生の学生生活調査というのがございまして、これは文部科学省の外郭団体だと思うんですけども、独立行政法人日本学生支援機構というものがあまして、そちらのほうで大学とか短大とか大学院の学生に対しまして学費と、それから生活費、これを対象に調査をしております。この結果を見ますといろんなパターンがあるんですね。国公立へ進学されている子、それから私立へ進学されている子、それも、例えば町内の学校に通っている、家から通っている、下宿している、寮生活している、いろんなパターンがありますが、国公立の学校で自宅から通っている人たちの学費を見ますと年間60万円ということで、これは高等学校が無償化になります2年前の1年間当たりの60万円に匹敵するというので、必ずしも進学によって、学校によって、あるいは家から通うかどこから通うかによっても一概に大学が金がかかるとするのは、いろんなパターンがありますからいろんな状況で判断していかなあかんでないかと、このように思っています。

そういうことですので、高等学校とか大学生への支援のあり方なんていうのは非常に難しい。技術的にも難しいし、何を対象にして助成していいか、公平感とかいろんな意味から、進学率の問題もあります。高校進学率はたしか98%ぐらいあります。大学は57%しかありません。だから非常に難しいということで、永平寺町としましては、子育て支援ということで中学生までを対象にこれまでもやらせていただいているという実態があると思います。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

12番目の疑問に行きますが、議会の中でも賛成の方ももちろんいらっしゃいますけれども、反対論の一つに、全額無償までいなくても一定の助成額あるいは半分だけ助成するとか、そういうところから始めたらどうかという意見も少なからずあります。あるいは第3子から無償化するというやり方もありますが、そういう選択肢は始めからなかったのですかということをお尋ねしたいと思います。が、続けて13番目に行きます。

町長は、新聞記者の取材に対して、これが最大のポイントだと思いますが、少子化対策や定住促進などにつなげたいとしていますが、本当に結果が出せるかと

ということですね。効果が出れば本当に、まことにご同慶の至りになるんですが、無償化だけで事が進むとは私には思えません。アベノミクスではありませんけれども、同時進行というか同時並行に出す施策も必要かなと。3本の矢とよく最近言われますけれども、3本の矢あるいは5本の矢と矢を射っていく必要があるんでないかなと思います。定住促進は何といても良質な土地の供給が不可欠でありまして、これは民間業者に任せるだけでは不十分かなと思っております。

私、以前から、西野中の分譲地がうまくいったときに、この勢いで亀山、すぐにもやってくださるのかと思っていましたけれども、やはり亀山とかあるいは北小学校付近の近辺の分譲地が急がれるのではないかというふうなことを町主導でお願いをしたいところでもあります。受け皿をとにかく一日も早くつくることが、この無償化の効果を最大限に発揮するのに最低必要ではないかなということをおもいます。

少子化対策というのは本当に難しく、それは聖書みたいに産めよふやせよでもだめだし、そうかといってお金を幾らあげてもなかなか産んでくれないという、これは専門家がはっきりと言っているわけで非常に難しいと。今、若い世代に何となく将来に対して、結婚とか子どもを設けることに対して漠とした不安というんやね、そういうものがあるという、そういう時代なので、そこら辺は非常に難しくてね。わかっているんですが、違った手法で複合的にやるしかないなど。どちらにしても、町はこの2つの課題について決して手をこまねいていたわけではないことは理解しています。いろいろやってくださったと思いますが、今までの手法を振り返って、これがよかったか、あるいはこれがちょっと効果がなかったかということ、まずやっぱりもう1回吟味していただいて、第一出生率なんか、僕はこれ不思議でしょうがないんやけど、正確な数字が算出できないということ、今まで何回か聞いたことがあります、そこら辺からひとつ、正しい出生率をせめて算出していただきたいなということをおもいます。

もう14番目に行きます。もう一つは今の13番目とも関連いたしますけれども、きのうも少し話題が出ていましたが、この無償化が非常に効果が出ているという町が、全国でも初めてではないんで、そういうところがあれば教えていただきたいなと思いますが、早川町では、ちょっと調べてみたら1,200人ぐらいの非常に小さな町で、きのうは江戸川区、あれは東京ですからちょっと僕は正直言って参考にならんと思うんです。ある程度の市とか町で同じような規模ではっきりとこういう成果が出ているということがあれば教えていただきたいと思

います。いいですか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきたいと思います。

事例等につきましては、今小さいところと大きいところとちょっと差があるんですけれども、我々が調べましたのは北海道の三笠市、それと兵庫県の相生市ですか、あと和歌山県の高野町ですか、ということで、ここはちょっと保育所1カ所、小学校3校、中学校2校ということで160人ほどしか通ってないということでかなり規模が小さいかなと思いますんで参考にはなりませんけれども、一応全国で何カ所かあるわけなんですけれども、特に山口県の和木町ですか、これにつきましては戦後から継続して無償化を実施しているというところもございませう。いろいろ、きのうもちょうと申し上げました東京都の江戸川区というのもあるんですけれどもこれは一部ということで、全国的には何カ所かそういった全部無償化あるいは一部無償化ということで実施している市町村があるということでございませう。

それから、無償化でなく、例えば半額負担とかという選択肢があったんでないんかというようなお尋ねでございませうけれども、一部負担金につきましてはいろいろ検討しまして、費用の一部負担について3人目からの負担ができないんかとかいろいろな角度から検討をいたしましたけれども、しかしながら、保護者にとってやはり負担や効果の面からも無償化という形で判断をさせていただいたものでございませう。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） あと2点。ちょっと細かい話ですが、一つの理由として、集金業務が非常に簡素化されるということを聞いたんで、それは集金しないんですから簡素化に決まっているんですけど、それほど今まで大変やったんかなということも、どんな集金したかはちょっと簡単に教えてください。

もう一つは、これはちょっと大事な問題なんですけど、町外の小中学校へ通っている附属小中学校あるいは福井中学や北陸中学校へ通っていらっしゃる方には、たとえ永平寺町に在住していても、今のところ無償化の対象にはならないということらしいですね。そんなんでも早速その方々から、電話ですけれどもお話がありまして、その人の本当の生の声としては、永平寺町に住みきちんと税金も払い、何の落ち度もないのに無償化の対象にならないというのは、極めて不公平である

と。それは確かにそういうお訴えは私はやっぱり全く同感というか、わかります。何とかこういう細則について、運営上の細かいところについて私どももやりとりを今まで行政としていないのでせめて、私、今十幾つもしましたけれども、一つぐらいは言うことを聞いてほしいなということもありますのでもう1回ね。これは厳しく言うと、少子化対策とか、あるいは定住促進の方向性に明らかに逆行しちゃうんじゃないかなという批判も受けそうでもありますので、やっぱりこれは一つの差別とも言いかねないんで、どうかここら辺、あんまり事が大きくなる前に何とか再考をお願いしたいなと思います。

ちなみに、その町外の小中学校へ通っているご家庭、何戸ぐらいあるかわかりますか。お願いします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

まず、集金業務はそんなに大変なのかということでございますけれども、これにつきましては、従来のごとで申し上げますと、保護者に給食費の集金依頼をします。そしていろいろな金融機関のほうから口座引き落としをしていただくんですけれども、中には一遍で落ちない、2回も3回も落ちないという家庭もあります。そういったときには学校のほうで2回も3回もその都度、どういたしますか、催促願といいますか、請求書を出すというようなことがございますので、そういった意味で、これ簡素化と言うとちょっとあれなんかもわかりませんが、言葉的にはぐあいが悪いかもしれませんけど、軽減を図るということでご理解いただきたいと思います。

それから、町外の学校の通学者の件につきましては、先ほども県外のご紹介というんか先進的な市町の話をしていただきましたけれども、そういった状況を見ますと、同じ市なり町に住所を有して同じ市内の、町内の学校に通うということが大前提になっております。わかりませんが、これらの背景にはやはり町がその町内あるいは市内の学校運営をさせていただいておりますので、設置者が市なり町ということでそういったことにしているんじゃないかなということで考えております。

例えば支援学校につきましては、就学指導委員会というのがございまして、その中で普通学校に通いたいと言ってもやっぱり受け入れられないという状況の子どもさんも中にはおられますので、その場合には支援学校のほうに当然保護者の同意を得ながら行っていただくということで、町内にはそういった支援学校とい

うのがないということで、支援学校のほうは一応対象ということにさせていただく、基本的にそのような考えであります。今議員仰せられた、住所はあるけれども町外の学校に行くんやという子どもさんにつきましては、今のところそういった考えで、前提で基本的な考えをしてきましたけれども、また検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 何とか再考していただきまして、大きな愛を持って子どもたちに、あるいはその家庭に対して接していただきたいなと思います。

最後の17番目は、一つだけ賛成論になります。学校完全無償化の一環としてやるなら賛成だという意見も住民の中にはありました。これは金元さんが後でやると思いますんで今回はご遠慮いたします。

何やかんや言いながら、住民の究極の生の声の一つとして、やっぱりありがたいことではあるけれども、これだけ財政に余裕が出てきたんならその分税金を安くしてよというのがままたま聞こえる話で、今、政権がかわって株高と円安が続いていますけれども、それによって経済的利益を受ける層も確かにあるでしょうけれども、私ども地方に住む者にとっては依然としてそれほどの恩恵もないし、むしろ円安によるマイナス面もあるだけで、やっぱり消費税アップの直前、ガソリン代も上がります。先行き不安でいっぱいありますので神経質になっているかもしれません。そういうさなか、学校給食の無償化、歓迎する向きもあるでしょうが、いないとは言いませんが、でも住民の大多数に喜んでもらえる政策とはちょっと私は考えにくいなと思っています。

せめて1年間じっくり考えてほしいなというふうなことを最後に切望して終わりますが、町長、何かつけ加えることがあったらお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） いろいろ今お話をいただきました。これ学校給食費の無償化を始めたいということは、これまでもいろいろ考えてまいりました。特に何年か前に全国的な課題にもなりましたし、永平寺町におきましてもいろいろなことがありました。今お話のように、特にどの部分にお金がかかるかというふうなお話もありまして、特にやはり幼児あるいは児童生徒のところが一番お金がかかると思っております。そういう意味でこの学校給食の無償化をすることは、一番の大きな考え方は子どもが元気に成長してもらうことが大事だろうと思いますし、そ

れから健全なといいますか豊かな、そういう社会生活をみんなが送っていただくということが非常に大事だと思っております。そういう意味で大きい形で子どもたちを支えていきたいというのが私たちの考えであります。今いろいろお聞きしましたけれども、それはそれでいいと思うんですけれども、やっぱりもう一つは、子育てあるいは学校の環境の整備で、安心して子どもを育てるとか預けることができる、そういう環境をつくるのが非常に今一番大事でないかとも思っております。

いろいろお話聞いておまして、いろんなことがあると思いますが、他の事業にということもありましたし、これは十分これまで以上にいろんなことをやっております。区の要望も聞いておりますし、選択もしながら進めていますし、大きな事業も今いっぱいやっております。そういう中でこういうふうな無償化をしたということでもあります。予算も今、ことしも85億ぐらいですから非常にその中で占める部分としては大きいと思いますが、それはそれとしまして、こういう事業をやることによって地域のそういうふうな発展というものがあると思っておりますし、また、少子化とか定住にあんまり関係というふうなおっしゃり方でしたけれども、それは全然違うと思っております。今、大体年間150人ぐらいの出生がありますが、これも相当前からですと減ってきております。こういうものをやはり、1人の子どもさんなら2人にしていただくとか、あるいは2人を3人にしていただくとか、それからこういう地域に住むことによって若い人が住んでいただくとかいろいろなことがあると思いますが、今、そういう意味では環境の非常に厳しい時代でありますことに、なおさらこういうことをやるのが非常に大事だろうと思っております。

きのう奨学金の話もありましたけど、奨学金というのは今なかなか難しいのでやめていくのが多いと思います。といいますのは、大きくなって戻ると話もありましたけれども、戻ってまたすぐ出るのもありますし、どういうんですか、取り組みが非常に難しいので、県の育友会の資金ももうやめておりますし、なかなか難しいと思います。そういう意味で、やはり児童生徒のこの辺あるいは幼児の部分でそういう子育てあるいは環境の整備を図るとするのは非常に大事だと思っておりますので、そういう意味におきまして、いろいろお話いただきましたけれども、十分ご理解いただいて、この仕事を何とか続けて、そしてこれも続けることによって、途中でというお話もありましたけれども、これは続けるところに意義があるというのはきのう申しましたとおりでありますので、何とか行革を進めて財政

の健全化を図る中でいろんなことを考えてこの無償化をしていきたいと思っております。

それから、きのうも交付税のお話もありましたけれども、合併いたしますと交付税も、合併の大きな役割といいますのは、やはり効率化を目指すことが合併の大きな役割だったと思っております。当時いろいろな議論がありましたけれども、そういう中で交付税なんかも、合併したところは5年間ぐらいは一遍ちょっと見直すというふうな話がありまして、きのうもお話がありましたけれども、それは年間1億ぐらいの見直しですけれども、これも今の一番最低限のところをとっておりますので、そういうこともそれ以上といいますか、それ以下になるということも十分考えられますし、また、これ5年たちますと、これ合併の考え方でもとに戻るといふことでもありますので、そのときにやはり人口が減らないという町が非常に大事であると思っております。

今、交付税の算定の中には、一番大きなのは人口の比率が交付税算定の大きな要素でありますし、これからやはり人口を減らさない方策をとることが非常に大事であると思っておりますが、企業誘致も含めてそういう町にしなければならないというのは当然であります。やはり子育てしやすい環境あるいは教育の町ということが、若い人が住んでいただいて子どもを産んでいただける環境をつくるということが非常に大事だと思っておりますので、今いろいろとお話聞きましたことにつきましては十分ご意見として伺っておきますが、これからそういう町にしたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 済いません。時間がないので急いでいきます。

3番目の質問、学校給食の……。

○議長（伊藤博夫君） 3分。

○13番（松川正樹君） 3分。

食物アレルギーの対応は万全かということであります。

これご存じの方も多いと思いますが、昨年、東京で食物アレルギーを持つ小学5年生の女の子ですが、死亡事故がありました。これ給食士の方は万全な食事を出していたんですが、教師の給食の配膳の手違いで亡くなってしまったんですが、これは2カ月前にもこの学校で違う子どもを救急車で搬入するというのがありました。その経験が生かせなかったんですが、これ私が思うのに、給食士の方々が万全なことをしていても、学校挙げての取り組みになっているかということが一

つのポイントになると思います。

そんなんでも今1つ、2つ、3つ、ちょっと疑問点を出したいんですが、幼稚園のことに限らず、非常に規模が小さいということもあるし、保育所の園長さんとか、あるいは保育士さんと給食士の方々のチームワークがよろしくいっているんで本当に問題がないということ、子育て支援課長からもそういう答弁を前にいただいているんですが、別に学校があかんというわけでもないんですけど、ちょっと様子が違うんじゃないかなというところがあって、規模も大きくなるし、これ学校挙げての取り組みになっているかなという、意識の面でもチームづくりができていくかなということ。

2番目としては、これは給食士に至っては、学校現場でも学校関係者の上司がいるし学校教育課にも上司がいると。言ってみれば命令系統が2つあるわけで、そこら辺がちょっとね。両方の言うことを聞かなあかんのでしょうかけれども、そこら辺はちょっと大変かなということ、前々から心配しているんで、その三方がうまくかみ合っているかなということ、これを心配しております。

3番目は、これはアレルギーを持っているお子さんの情報を、入学時含めて本当に十二分にとっているかなということを確認したい。それと、専門家とよく相談するというか、連携をとっているかなということ。

もう一つは、学校の担当者とか役場の担当者の方々あるいは給食士の方々にアレルギーに関する勉強とかそういう研修の機会をよく与えているかという、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

給食士にとって、学校現場での上司と学校教育課の上司といいますか、2つあるということで、三方うまくかみ合っているんでないでしょうかというようなご質問かと思っております。今、学校と教育委員会は、その問題が発生すれば、その問題に対しましていろいろ学校の先生、三者協議しながら打ち合わせを行っているというようなこと、でございます。食い違いがあることによって調理員さんが混乱するようなことはございません。

それから、アレルギーを持っているお子さんの情報等について十分情報を得ているかということ、でございますけれども、各学校では、4月の始業式に各保護者に対しましていろいろ調査をやっていまして、その中で一応情報を得ているということ、でございます。各学校間ではそれぞれ違いがありまして、今後そういった

基準をつくりまして統一をしていきたいなと思っているところでございます。

それから、学校の担当者や給食士にアレルギーの勉強や研修の機会を十分させていますかということでございますけれども、学校の担当教諭や給食調理員に、機会を捉えて勉強や研修をするように指示をしているところでございます。また、学校医でもあります教育委員さんの栗田先生にもいろいろなご指導をいただきまして実施していきたいということで思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

ちょっと一つ言い忘れました。保護者から情報をもらおうと同時に、いい協力関係というか信頼関係をつくっているかという、ちょっと言ったかどうかわからんやけど。

僕が一番最後に言いたいのは、いろいろ一生懸命やってらっしゃるんですけども、これは本当に命にかかわることですからパーフェクトでなければいけません。ところが、そういう意味では、私こんなにわあわあ言っていて変な結論を出すけれども、場合によっては、これは無理や、ごめんなさいというやり方もあると思いますね。これ勇気を持って言わなあかんと思うんです。これ本当に救急車で運ばれて何かつらかったって帰ってくりゃいいんやけど、最悪の場合というのも、じゃ誰が一体責任とるんやと。給食士やったって私ら責任とられんという話になってきてね。

この間も長岡委員長がおっしゃってましたけれども、我々も給食の方々とお話ししました。本当に大変みたいです。そういう中でこんな道があるんなら、そういうことも決して退却ではないと思います。そういうこともあり得るなということで、私どもそれを責めたりはしませんで、ひとつよろしくお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 今いろいろお伺いいたしましたが、アレルギーを持っておられるお子さんについての対応については万全を期してやっていきたいと思えます。幾ら万全を期してやっても何か問題が出てくる場合があります。それはもちろん学校の校長、教頭、その他給食関係の責任はありますが、永平寺の教育委員会はちゃんと責任をとってやっていきたいというぐあいに思っております。特に今年度からは、今まではそれぞれ学校が対応していたのを一括して同じような方法で対応すると。それから、4月に入った新しい新入生については、在校生も含

めて、アレルギーについていろいろ調査して、個々に、校長、教頭、養護教諭、それから保護者でどんな対応をしていくかというようなことをきちんと会議を持ちまして対処していきたいというぐあいに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

もう本当に食物アレルギーの方がどんどんふえていくような時代ですので、ひとつよろしくをお願いします。

これで私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩をいたします。

5分まで休憩いたします。

（午後 1時55分 休憩）

---

（午後 2時05分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、16番、上田君の質問を許します。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 16番、上田です。

それでは、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

ことしは25年度の年度当初ということで、開会に当たりまして町長のほうから、当初予算で51の新規事業、そして17の事業拡充の提案がありました。今ほど松川議員も議題に上げていましたが、重要案件が幾つもあったかのように思います。

当初予算の説明が2月13、14、15と開かれたわけですが、その中で、先ほども質疑ありましたように、学校給食の無償化、それから松岡中学校の第2体育館の建設による実施の計画、設計業務が発表されました。議会としましては、やはり第2体育館、これは全国的にも中学校で持っているのは少ないかと思うんですが、そういう件とか学校給食の無償化、それは事前に議会に対して、先ほど質問にありましたけれども、町民の方々またはPTAの方々、いろんなところでそういう情報収集をしながら、ある面では論議をしてその当初予算に盛るとか、そういう面も必要だったんじゃないかなというふうに思っております。財源の間

題であるとか必要性、性的問題、それから優先順位の問題を考えると、もう少し論議をさせていただいてからこの議会に図るべきじゃなかったかなというふうには思っている次第であります。それをつけ加えて、今回3つの質問を用意しましたのでよろしくお願いいたします。

その3つの質問も、一応今年度の当初予算の新規事業もしくは充実事業についてのことであります。

まず1点目、観光地拠点づくりの推進で永平寺町の魅力のアップ、向上ということで一つ挙げさせていただきました。

昨年の6月だったかですかね、新聞にも報道されましたが、福井県は昨年、市町村主体で地域資源を生かしたまちづくり活動を支援するというので、ふるさと創造プロジェクト事業、1市町当たり1億円ですか、そういうふうな金額でそういうものを狙っていきますよというのが載っておりました。それについて一般質問の中で、永平寺町はどういう形でそれを取り上げるのかということで、年度当初またそれを示していきますというふうなご返答だったかというふうに思っております。

そして今年度、同じく県は、当然北陸新幹線の開業、それから舞鶴若狭自動車道の開通、そして当町を縦断するような中部縦貫道の開通、そういうふうなことがある中から、福井県として今年度当初予算で観光まちなみ魅力アップ事業1億7,900万の予算をつけております。その内容を見ますと、県内7カ所の拠点をつくり整備計画に当たると。その中に当永平寺町の門前が新規として示されておりました。

当町は今まで観光事業ということで、永平寺門前の整備事業、そして永平寺線跡地の遊歩道整備事業、それから永平寺口周辺整備ということで、大本山永平寺の観光誘客に向けてのハード事業が脈々と計画されており今進行している最中で、その成果もあらわれようとしているところでもあります。そういう中で、今後はハード面の追加の完成とソフト面の充実、情報発信、PRが最重要となってくるというふうに思っておりますし、これは町長の発言、またいろんなところでそういうのがうかがわれる施策も多々あるというふうに思っております。

この観光まちなみ魅力アップ事業、県のほうの事業があるわけですが、今年度はその計画の作成ということで、県は3分の2、上限100万ですが、それを援助しましょうと。それから26年から町並み整備ということで、県のそれに書いてあったわけですが、25年から26年にかけては、県は10分の8、町は10

分の2、それから27年から29年にかけても、これはダブっているというわけじゃないんですが、10分の7で町は10分の3ですよというふうな支援をしていきたいと思います。そして活動支援としても2分の1の補助をしながら上限500万円を出そうということで、有利な事業形態になっているかというふうに思っております。それで、当初計画の中に、今回それを受けて、当町として観光まちづくり推進会議の設置をして観光まちづくり計画を策定していこうというふうなことが載っております。

そこで、その観光まちづくり推進会議、そして観光まちづくり計画のコンセプトというんですか、そういうもの、また運営とかいろんな構成面も含めてご説明をいただけたら幸いかと思います。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 観光まちづくり推進会議、また観光まちづくり計画策定についてでございますが、まず議員仰せのとおり、北陸新幹線の金沢開業、また敦賀開業ということでございます。また、これによりまして、今言われたように、県の新年度当初予算案では新幹線時代にふさわしいまちづくりというものが重点施策の中に上げられております。観光地を抱える市町のまちづくりをハード、ソフト両面から強力に後押しするというところでございまして、県内観光地の魅力アップを図りながら観光誘客を促進するというふうな方向性を出して示しているわけでございます。

このような状況の中、町におきましても大本山永平寺が、県内におきましても主要観光地として位置づけられているわけでございます。こういったことから、永平寺門前地区におきまして禅の里まちづくり、これをコンセプトとして取り組んでまいりたいということでございます。

県の観光まちなみ魅力アップ事業の、現在まだ実施要領案でございますが、これによりまして、補助事業者はこの事業を推進するに当たりまして、市町、また行政、観光団体、そして専門家等で構成する観光まちづくり推進会議、これを設置いたします。そして観光まちづくり計画を策定するというふうなこととされております。このため、今回、観光まちづくり推進会議を設置させていただきまして、観光まちづくり計画というものを策定してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

県の事業ということではありますが、ある面では当永平寺町の観光の主力である大本山永平寺を核として、当永平寺町を対外的に、またいろんなところでPRする絶好の機会であるというふうに思っております。それで、今まで永平寺町の大本山を中心にどういうふうにやろうか、また景観づくりということ、そういうふうなので、ある面では町民を巻き込んだ動きが出ているかと思えます。

そこで、一つお聞かせいただきたいのは、この中で町並みの整備ということが上がっております。これはハード面もあるわけですが、ある面で当町として当然ことしはその計画の策定をするわけですが、その町並みの整備というものは今後考えているのかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） この計画の今後の進め方というものにつきましては、県と十分に協議、また協力し合いながら事業推進してまいりたいというふうに考えております。もちろん今ご指摘の永平寺門前のにぎわい創出事業、また現在進めております禅の里まちづくり事業との整合性、そういったものも十分考慮しながら、永平寺門前周辺が魅力アップした町並みになるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） もう1点だけお聞かせいただきたいと思えます。

この計画は当然永平寺の門前の町並み保全もあるわけですが、今後いろんな形で永平寺町をPRするに当たっては、この後のふるさと創造プロジェクトにもかかわってくると思うんですが、例えば自然環境であるとか、それに永平寺の本山に至るまでのいろんなものであるとか、また、同じように本山と関係する吉峰寺のことであるとか、それから、ある面ではそこを自然環境とするその登山道、今言う大佛の登山がありますが、そういうものも町並み整備の事業にかかわってくるのかということもちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

というのは、ただ門前の町並み観光だけでは当町のPR度はやっぱり低いんじゃないかと思えます。やはり自然も含めた、また歴史ある、今言う古墳群とかそういうものも含めたその一体感の中の町並み保存というんですか、町並みということ考えていけばいいんじゃないかと思うんですが、そういうあたりもこの中には含まれてくるのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 再三になりますが、永平寺門前にぎわいの創出事業、また禅の里まちづくり事業ということで文化庁の補助を受けて実施しているものもございます。その中で、例えば禅の里なら禅の里のコンセプト、永平寺という宗教文化の拠点を持つ、そういったようなところから歴史文化というふうに位置づけられるわけですから、やはり禅の里という意味合いで捉えておりますが、禅の里まちづくり、そういったところからのまちづくりというような部分もございます。

それで、これまでに事業の中で永平寺門前にぎわい創出事業の中では、例えば道の整備であり、またポケットパーク等、それと店舗の改装であるとか、そういったような景観の部分で進めてまいったところがございますが、それは一段落がついた部分でありまして、今後もそういった部分では景観等につきましてもやはり継続して考えていく必要があるというふうな考えは持っているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたのは、これは推進会議というものを4月に立ち上げさせていただきます。その中でそれぞれの課題、問題点というものをやはり拾い上げていただきながら進めてまいりたいというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 推進会議でやっていくということで非常にいいかと思えます。ぜひそういうところで頑張っていけたらなというふうに思っております。

ただ、今ほどの説明によりますと、門前地区のみならず当永平寺町全部の禅の里ということであれば、旧永平寺地区、旧上志比地区も含め、また旧松岡地区も含めた形の構想にも発展するかと思いますので、ぜひそういう意味での禅の里構想という意味を強調してやっていただければというふうに思っております。

そして、一応4月の段階に立ち上げるということでもう数カ月で立ち上がるわけですが、その方々の要項もしくはその対象がわかるのであれば、どういうふうな形で選出するのかを含めて、また要項もあつたらぜひそこらあたりをお示しいただけたらというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） これで4月の予定ではありますが、一応これからの

事業となります。それで、先ほどの再三になりますが、県のこの案についても4月スタートという形でございますので、そういったことでちょっとご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ぜひまた要項等ができましたら議会のほうにお示しいただければ幸いかと思っておりますので、お願いいたします。

じゃ、続いていきます。

ことしの事業計画、当初計画の中に、先ほどありましたように、ソフト面もありますから情報発信のPRというのが大変重要になってくるというふうに思っております。そこで、それぞれのイベントとの連携、それはいろんな形でのイベントがあるわけですが、そういうもの。それから首都圏のJ・ADビジョンですか、これは中をちょっと見させていただきましたら、15秒間の1日に170回、2カ月間、東京駅とか大宮駅でそれをやるということであります。ある面では非常にいいんじゃないかなというふうには思っておるわけですが、それであるとか「まっふる」情報誌、これはたしか金沢のほうのやつやったと思うんですが、当然開業は今はず金沢までですね。その方々にこちらに足を運んでもらうということ載せていくというふうに聞いております。

それで、そのコンセプトというんですかね、そのターゲット層または何を売りにするのか。そのターゲット層は年齢であったり男女であったり、またその目的を持っている。例えば観光でも、自然なのか、文化なのか、生活なのか、食なのかというふうな形での、ある面では絞った形も必要かと思うんです。

私も専門家ではないのでそこらあたり詳しくわかりませんが、もしその放映、もしくはその掲載の一応コンセプトというんですか、ターゲット等がわかっているならばお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 「まっふる」情報誌、また首都圏J・ADビジョン、またイベントとの連携というような、そういったことで今お答えさせていただきたいと思いますが、それぞれのイベントとの連携につきましては、今後も多くのイベントと町内観光資源等もでございます。そういったことで誘客につなげていきたいというふうに考えております。

首都圏のJ・ADビジョンにつきましては、これは新規でございまして、首都

圏の主要駅コーナーに設置されておりますテレビモニタがございますが、これに對しまして、永平寺町の映像を発信するというものでございますが、永平寺町の観光PR、また知名度の向上が図れるものというふうに考えております。実施する駅につきましては、東京駅、また大宮駅ということでございます。それで先ほどの議員ご指摘のとおり15秒の映像、これ1日170回流することになりますが、そういったことで2カ月間実施したいというふうに考えております。

それで、「まっぷる」情報誌への掲載ということでございますが、この「まっぷる」情報誌につきましては、「マップルマガジン 北陸・金沢版」でございますが、これは専門誌として全国に14万4,000部を発行しているというような情報誌でございます。観光地、また宿泊施設、食べ物、買い物情報、また地図情報など幅広く観光情報を網羅していると。それで幅広い年代層、そういったものにも支持されているといったような観光面からの代表的な観光情報誌というふうにご理解いただきたいと思っております。販売地域なんですが、関東地方で29%、中部地方で33%、関西地方で17%というようなシェアを持っているわけでございます。主な購買の年齢層というご質問でございますが、これは三、四十代の女性が30%、50歳以上の男性が18%、三、四十代の男性が16%、10歳から20歳代の女性、これが15%といったような購買層というような形になっております。

それで、この情報誌につきましては観光情報にとっては非常に重要なツール誌というふうに考えておりますので、また、現在の状況におきましては、購入された時点で非常に高い確率でその掲載された地域への来訪があるというふうに今見込んでいるというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ぜひそのターゲットとかを絞っていただければと思います。

ちょっとテレビのコマーシャルで出ていますが、先ほど、この前ほかの議員も言っていましたが、能登の宣伝で食を物すごくアピールして、それが結構目を引くという形になっています。そういうふうな形で、ぜひ永平寺町のアピールを、そのターゲット層を見ると女性の方が半分以上を占めているということもありますので、そこも含めてぜひそこのターゲットを絞っていただければ。お願いしたいというふうに思っています。

それで、そのまた同じ中でホームページの更新というのがありました。ホーム

ページ、いろんな形でこれからの情報社会の中で若者を中心にそれを、若者だけじゃなくて、これからは私も含めた60代の方々もコンピュータで、ある面では会社で使っていましたので、そういうもので検索するという機会が往々にしてあるかと思えます。

そのホームページの更新について、またその他システムのほうにリンクしていくという形ですね。なかなか大変だと思うんですが、その品目、種別であったり、それがいろんな形、例えばマップのほうに行くんや、いや個別の種目に行くんや、いや住居だけ、いや自然だよなんとかということ細かくそういうふうに分かれると思うんですが、ホームページのほうの企画として、私とすればそういうふうな形で細かく、わかり切っているとは思いますが、そのホームページの更新について、他リンクの活用について何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 現在、町のホームページでございまして、これは構築以来7年が経過しております。情報ツールとして更新の時期にもう来ているような状況となっております。それでまたお願いするわけでございますが、システム最適化とほかのシステムとの情報連携というものを、やはり図っていききたいというふうに考えておりますし、またセキュリティ対策に十分に配慮をしながら利用者の検索を増加させるため、魅力あるウェブサイト、そういったサイトになるように考えているところでございます。

ほか情報のリンクにつきましては、先ほどのお話もございましたが、実は災害情報等、いつでもどこでも誰も見れるような、すぐ気づくような、そういった画面づくりというものも多分必要なんだろうなと。ちょっと先ほどのご指摘もあったんですが、そういったことで、今後はほか情報のリンクにつきましては、関係団体、行政関係等のつながりのあるそういった情報を提供していきたいというふうに考えておりますので、バナーリンクであるとか、またリンクボタンもきちんと見えやすいもの、わかりやすいものというような、そういったものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ぜひお願いしたいと思えます。私ら素人の者でもついリンクを試みたくなるような、例えばあれはどうなっているんやろうというふうな

形で、結構細かく、そういうリンク先ができるような形でぜひお願いしたいというふうに思っております。

あと、ふるさと創造プロジェクト企画については同僚議員のほうからもありました。それから、その内容としては、松岡の旧庁舎跡地を利用しながら、また松岡町のあるどんを利用しながらそういう形でやっていくというふうな形がありました。それから、若者を中心にそれをつくっていく。40%でしたかね、必要だということも聞いております。そういうものについてわかり次第、またいろんなことでそれが示されたら、ぜひ議会のほうに示していただきながら進めていただければと要望して、これはちょっと割愛させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2問目です。

健康づくり、幾度となく私も質問させていただいております。永平寺町の住民の健康を守るため、また今後財政的なことも含めて町民の方、それから、これは永平寺町だけじゃなくて日本国中みんなが、ある面では健康というものは非常に機微に感じているんじゃないかというふうに思っております。そこで、健康づくり、ことしは計画の3年目ですが、「やろっさ 行動目標を実践」ということで、推進で町民の元気、長生きをということを上げさせていただきました。

永平寺町も含めて非常に高齢化が進む中、それはいろんなライフスタイルの変化、価値観の変化、それから医学の進歩、皆保険の制度の安定からいろんな面で長生き、長寿国になっているというのが現状であります。しかしながら、食生活の変化、それから運動不足、そういう面の中から、これは社会的に深刻な問題化がされているというふうに思っております。そこで、永平寺町も、生涯通じて健康で生き生きと生活できるような保健計画を、「元気、長生き、11（いい）プラン」というのを3年前につくりました。そして今、そういう目標を立てて、ことしは3年目で「やろっさ 行動目標」ということでやっております。

そこで、永平寺町のことでお聞かせいただきたいというふうに思っているわけですが、1年目は当然のように「知ろっさ」ということでそのPR、そして2年目は「つくろっさ」ということで、行動目標をつくろうよということ町のはうはモデル地区をつくり、その推進事業に当たってきました。そしていろんな場面場面でPR、例えば広報紙であるとかいろんなところで健康づくりというものをPRしてきたかというふうに思っております。その中で永平寺町健康体操というものをケーブルテレビで流し、DVDをつくりという形で、その後押しをやっ

てきたかというふうに今思っております。

その中でちょっと提案もさせていただいたり、または先進地を見たところ、行ったところでポイントカード制度でその実績を上げていることを知りました。それを紹介させていただいた経緯もあるんですが、当然のように、町のほうでその応援体制をどうしようかということで考えていただいているかと思うんですが、その中で今回、ポイントカード制の導入によりその後押しをするための計画が組まれました。

そこで、そのポイントカード事業について、概略についてちょっとお聞かせいただければ幸いです。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） この事業の概略でございますけれども、永平寺町の保健計画、健康づくりのステップアップ「やろっさ 行動目標を実践する」を実行するに当たりまして、みずから健康づくりの行動目標を立てていただき実践することに取り組んでもらうために、参加者本人管理において設定されたポイント数を各自がシールに張りつけ、ポイントの達成点数に応じて景品を贈呈するというふうな事業でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

個人管理、当然自己管理が必要ということで、その面では非常にいいかと思えます。ただ、この内容を見ましたら、一応300名を見ているというふうな形がありました。

私が今ここでちょっと問題にしたいというわけじゃないですが、詳しくお聞かせいただきたいのは、その対象者、またその対象の内容、例えば、実践するに当たってそれをどのような形で進めていくのかということ、今の計画の中であるんでありましたらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 今の対象者あるいは対象内容という点でございますけれども、永平寺町内に在住いたします人で、先ほど言いましたけれども、申込制で成人以上300人を一応参加の予定をしております。

内容につきましては、町が実施します健康づくりに関する事項、これにポイント数を設定しまして、自己管理においてポイントシールを張ってもらうというふうな方法を今考えております。

実践内容につきましては、期間を7月から12月までの6カ月間を予定しております。本人目標、それから目標達成度、11からだ体操の毎日の実践、健康づくりの行事等の参加、各健康診断の受診、それから町民ウォーキング等にポイント数を設定しまして、そういうふうな設定したポイント数を張っていただくというふうなことを考えております。

周知方法としましては、事業のチラシの各戸配布、それから町広報への掲載、保健推進員等による呼びかけ等を行ってまいります。また、事業終了時におきましては、アンケート調査を実施するというふうなことも予定しております。

なお、実際の詳細についてはまだ今かかっておりますので、今後また細かい中身を煮詰めていくというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私もちよっと考えていたことがありますし、同じようなことを考えていたわけですが、300人の成人というふうな形がありました。

前回もちよっと提案させていただいたのは、当然お父さん、お母さんも含めての成人ですが、対象を、ある面では分野別ということで親子でやる。例えば小学校の子どもさんがお父さんと一緒にやって、見開きのポイントカードの中で、片や子ども、片やお父さん、お母さんであるとか。それで子どもと一緒にそれやると、親も子供が持って帰ってきたものについて一緒に、牛に引かれて善光寺参りじゃないですが、そういうふうな形で成人の方々の励みにもなるというふうな形のところ、それですれば学校と家庭とがその対象にもなってくるかと思えます。

それから、地域の中では、ある面ではいきいきサロンがあります。いきいきサロン、結構高齢者の方が集っているところでもあります。永平寺町では結構その開催が多く、または団体もいろんなところに均一になっていますので、ぜひその中で、いきいきサロンに出ている高齢者の方々の中で目標設定を、今度はその会でしていく中で皆さんが、今度は当然カードを1個つくるわけですが、例えばいきいきサロン一覧表をつくっておいて、その方々がそれを見て励みにするとか、そういう面の一つのやり方、ある面では、また職場なんかで仲間内とか、例えば課で、課長さんとその部下の方が一緒にやってみるとか、そういうふうな形のちょっとした工夫をしていただけたら参加者もふえる。また、その励みになるというんですか、一つの進める上での継続性ができるというふうに思います。

また、もう一つは内容別、後でもちよっと触れたいと思うんですが、例えば肥

満解消を一つの目標設定にしました。だから運動、例えば1万歩歩くのを日課として達成した場合は丸という一つの個人の達成に合ったポイントを設定できる。そうすることによって一律の、健康講座に参加すれば当然1ポイントですが、そのほかに自分が肥満解消でやるんだよとか休肝日、お酒を飲まない日を週に1回つくる、また週に2回したらポイント3点、それは個人が継続できるための柔軟のあるポイント設定、それは内容別というんですか、種目別というんですかね。そういうふうな形での工夫をすることによって、当然参加者が、ただポイントする、10個押したから1ポイントというんじゃなくて、実際に運動できる、またはそういうふうな健康意識が高まるような情勢につながるということで、ぜひ分野別とか内容別とかそういうもの、または個人管理の中でのポイント制の柔軟性というものも必要じゃないかなというふうに思うんですが、そこらあたりをも含めてちょっとご所見あればお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 今ほどの議員さんの意見もまた参考にしまして、今後また進めていきたい。新年度、25年度から初めての事業でございますので、これからまたいろいろなことを考えて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

今言った中で、やっぱりさっきありましたように、例えば小学校低学年だったら歯磨きをする。それを子どもの一つの目標設定にすれば、その子どもは毎日歯磨きするとか、その年代層によってその目標の設定が変わるということの柔軟性をぜひお願いしたいというふうに思っております。

それで、今ほどことしの事業ということですので、健康づくりモデル地区や、また健康づくり推進協議会、その構成団体の があると思うん  
ですが、そういう意味での地域に対しての働きかけ、それから保健師の対応の仕方、それから各種団体の連携という企画を一つの推進母体の中で作り上げることをぜひお願いしたいと思うんですが、そこらあたりはいかがでしょうかね。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 地域健康づくりモデル事業との連携としましては、23年からモデル事業が始まっているわけでございますけれども、今年度、24年度のモデル地区、それから25年度、新しいモデル地区を今も選定をしております。

ますので、それを重点的に事業参加を推進していきまして健康づくりの取り組みの波及を図ってまいりたいと思っております。

それから、健康づくり推進協議会との連携、その他の構成団体との連携でございますけれども、町内の医療機関にはこういうふうな事業の実施のチラシの設置の依頼、それから保健関係団体の保健推進によります各地での事業の参加の推奨、それから食生活改善推進によります各地区における栄養、それから食生活講習の実施、その他構成団体からの事業の参加の推奨というふうなことで連携を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ぜひお願いしたいというふうに思っています。

それと、この「元気、長生き、プラン」の中にも出ているんですが、いろんな生活習慣病、今言ういろんなやろっさ、11（いい）プランの中には、あくまでも健康づくりの中で生活習慣病をなくせば、ある面ではそれがいろんな形に波及する。例えば医療費の費用面も改善されるし、当然本人のあれもされるということで、特にその生活習慣病の中で、BMIはメタボのこと、これもちょっとこのを読ませてもらいますと、男性50代で約半数、46%が、ちょっとあれですけど、この表でいくとそれだけありますよと。それから高血圧症も男は5割あります。それから60代から70代になると男性も女性も5割以上の高血圧症が出て、これは年齢とともに上がるのも仕方ないんですが。それから糖尿病、これは4割、全国でも3人に1人というふうな形でいっているんですが、永平寺町は4割がもう既に、糖尿病とまではいかないんですが高糖血症の方がいらっしゃるといふような数値があります。それは、先ほど言いましたように、日常生活の中で食と運動が大事ですよというのがあります。

先日のNHKの放送でしたかね、高糖、糖の高い方、それからメタボの方も含めて、高血圧の方も含めて、運動を毎日続けることによって、それが激減になりますよと。よくいろんな形で健診に行っても、メタボのを含め、食のこともよく言われるんですが、運動の継続性というのをすることによってそれが非常に効果があるというふうなことがNHKでこの前放送されていまして。

ぜひ当町もラジオ体操、今町長も率先してやっていますが、永平寺町が誘致したラジオ体操のこと、それから町の健康体操をつくってPRしてDVDもつくるということですが、生活習慣病で特別メニューみたいな形のをひとつできないか

というふうに思うんですが、食の改善、塩分の摂取量を少なくするとか野菜を食べましようとかそういうのを含めて、生活習慣病との関連で一つの特別メニューみたいなお考えはできないかと思うんですが、そこらあたりはいかがでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 特別メニューというふうなことは今のところは考えておりませんが、この保健計画の中に、今議員さんおっしゃいましたように、食生活、それから運動のこともそれぞれの項目が上がっております。そういうふうな項目なんかも、先ほど議員さんおっしゃいましたように各自の目標というふうにしていただいて、生活習慣病の予防に取り組んでいただけたら幸いかなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 済いません、ちょっと言葉足らずでごめんなさい。

特別メニューというのは、ポイントカードの一つの実践目標をやる中で、糖尿、高糖血症の方はこういうメニューを、例えば一つのポイントカードの中に織り込むとか、それからメタボも含めてそういう方々のための特別メニューも含めて、そういう特別メニューを織り込んでいただくことがやろうかという気持ちにさせるという意味でお考えいただければということで今上げさせていただきましたので、ぜひご検討をいただきたいというふうに思います。この中で、本当に読み砕くといいことばかり書いてありますので、ぜひこれもあわせてまた広めていただければいいかと思っております。

では、次の質問に行きたいと思っております。

次の質問をさせていただきます。

先ほど、冒頭に言いましたが、今年度の施策の中に給食の無償化いろいろありましたが、道の駅が採択されましたというふうなご説明がありました。今回は、その道の駅整備事業は健康福祉施設——永平寺温泉ですね——のランニングコストの増になるのではないのでしょうかという危惧も含めて書かさせていただきました。

先ほど言いましたように、当初、説明の中に、道の駅が2月25日付で県において採択されましたというふうなことがあります。内容としては、利用される方々の休憩サービスの提供、そして観光案内や特産品販売の拠点として個性豊かにぎわいを、その地域発展も含めて創造する拠点づくりをしていくというふうなご

説明でありましたし、県のほうの要項にもそういう旨が書いてありました。

前もちょっとそういう質問の中で、道の駅をつくるに当たっての役割分担、間違っていたらご訂正いただきたいんですが、たしか県は駐車場の整備とトイレの設置をやりますよと、そして地元は土地の確保、また休憩、観光案内をすることの拠点であれば拠点の施設、また特産品販売拠点の施設、それからその運営については地元負担というふうにお答えになったんじゃないかなと思うんですが、その点は間違いないでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず役割分担でございますが、これは県がおっしゃるとおり、駐車場、トイレ、それと休憩施設ということで情報発信施設をその中に組み込みます。それと、町のほうは土地の確保、全体的な物産施設等も含めたさまざまな形の中での地域振興施設というようなすみ分けになっております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 濟いませぬ、ちょっと勘違いしてました。

情報発信の施設というところと、今ほどの土地、当然土地の確保はあれですが、物産、地域振興の施設というのはこちら持ちということになります。そこらあたりのすみ分け。例えば情報発信の施設をつくった中にうちがそれに入り込めるのか、または地域振興の施設をこちらがつくって、その中にそこが入ってくるのか。そこは施設を半々で折半でやるんですよとか、何かそういうふうなすみ分けはあるのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 先ほども申しましたように、県が駐車場、トイレ、それと休憩施設の中に情報施設を入れるという形になります。それで町のほうにつきましては、先ほども申しましたように、全体的な物販施設なんかも含めた、今度は地域振興施設を町が建設するというすみ分けでございます。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ということは、施設は町が建てて、その中の情報発信の基地を県がやるよという発想でいいんですか。

ちょっとこれ細かく聞きたいのは、情報発信のそういうものは、その施設を建てた者が、要は町が建ててるのか、または町が建てた中にそういうものをつくる。県がその施設を建ててくれて、その中に、今言ったような地域の振興策のものが

入り込めるのかということ。だからそのすみ分けが、例えばそういう施設、トイレは当然県がつくれますが、そういう情報発信の施設はどこが建てるのか、どこが費用を出すのかということをお聞きしているわけです。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 県が休憩施設を建てまして、その中に情報発信施設を県が入れます。それは県がやります。町は地域振興施設のみを建てることになります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） わかりました。

併設、同じようなものが近くにできるかわかりませんが、あくまでも地域振興の施設は町がやりなさいねと、あくまでも全体の情報発信、PRについては県が施設を建ててやりますねということですね。わかりました。

そういうことをお聞きしました。要は、財政の中から、また運営は当然、そうすると町のほうになってくると思うんですが、そこらあたりも含めて、県のヒアリングの中で道の駅の大きさとかそういうものの採択を受けるに当たって計画した内容があると思うんですが、そういうものは何か要項というのはあるわけですか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） これは県が、まず福井土木のほうで道路の敷地、これは道の駅になりますと道路区域に指定するということになります。よって、県が道の駅の全体的なある程度の枠を、スペースを考えて、それを本課に申請すると。その中で同じように、先ほどもうちが地域振興施設を建てるスペースの部分もほぼこれぐらいだろうというような部分で、それとあわせて申請をしていただいているということで、私らのほうから「これだけにしてください」とか「こういうような形にしてください」というようなヒアリング等もございませんので。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 今後はこういう形で、今、県が示した中に、うちはどういう規模のものを建てますよという段階ということですね。だから、こちらのほうから、ちょうどヒアリングの中でこういう大きさのものを建てるとか、そういうのは今の時点ではまだ未定というふうな発想でいけばよろしいわけですか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今おっしゃるとおりで、2月25日に採択を受けたというところでございます。

詳細につきましては、今からどのような形になるかとか、いろんな運営方法についても、そういった部分も検討委員会、あるいは、これはどうしても県と同時に進めなければならない事業でありますので、当然歩調を合わせて十分協議しながら今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私、今出していただいたのは、結果的に費用がかかってきますねというのが1点。それから、運営するに当たって当然その運営費が出てくるでしょう。その運営費は、当然健康福祉施設、永平寺温泉の横に併設するわけですので、どういうところがその運営形態をしていくのか、またその費用はどこが持っていくのか。例えば町が持つのか、その運営形態のところが持つのか、はたまたどんな団体があってそこが持つのか、そういうあたりも含めて、わかったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） これは、運営形態については、民間、指定管理者制度、さまざまな運営手法がございます。こういったところから今後のやっぱり検討の課題でもあるというふうに認識しております。それと、維持管理等については町のほうで当然行うというような形になっております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

少なからず、運営費とかそういうものは出てくるというふうに認識させていただきました。

それで次ですが、こういう施設、その中には当然特産品の販売とかがあるわけですが、今現在、鮎街道には若鮎グループさん、それから364の谷口のほうでは愛菜グループさん、それから当然のように上志比のメイトさんがあって、そこにニンキーの里があるわけですが、そこらあたりとの兼ね合いの中で、そちらのほうに客がとられて、今言うメイトさんも含めた既存のお店というんですか、それからそういうところの形態が非常に分散する、または力が弱くなるんじゃないかというふうに懸念するわけですが、そこらあたりはどのように考えていらっしゃ

やいますでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 道の駅の整備事業につきましては、先ほども申しましたように、県と一体的に進めていくという必要がありますので、地域振興施設を含めた全体の計画づくりなどを県とともに検討していきたいと考えておりますし、また町内の、今ほど申しましたような類似施設との関連も含めて十分協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 十分協議していきたいということですが、私の懸念するところは、そこらあたりが非常に微妙というんですか、難しい面が出てくるんじゃないかというふうに思っております。ですから、どこが指定管理やるのか、または町がやるのかということも含めて、そこらあたりの対応が非常に問題になってくる。ある面ではメイトさんも含めて窮地になるんじゃないかという気もします。そういう意味から、ぜひそこらあたりの配慮はどうするんかというのを今後またお示しいただければというふうに思っております。

それから、その416で奥越のつながりの中で今交通量が特に多いです。しかし、中部縦貫道ができた時点、道の駅がどういう方々をターゲットに見込んでいらっしゃるのかということですね。当然のように地元の方々が立ち寄って買うのか、いや観光客が買うのかというのがあります。でも健康福祉施設の中で観光客のあれは1,000名ぐらいだったと思います。健康施設の中での観光客の入りですね。地元の方を含めて5万人になっていたかと思います。

そういうことも含めて、道の駅の情報発信は当然必要なんですが、そこらあたりのターゲットというんですか、それが非常に微妙になってくるというんですか、難しい面があると思うんですが、中部縦貫自動車道ができた時点でその交通量が減ってそこらあたりが非常に苦しくなるという点はお考えはないでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 道の駅の計画地から中部縦貫自動車道の上志比インターチェンジまで非常に近いといったところから、またさらに無料区間で自由に乗降ができるといったところから、中部縦貫自動車道を利用する人たちの休憩施設としても利用が可能になるというふうにも考えております。

道路は利用する人それぞれの目的があるということから、多くの人たちが利用

しやすい施設にすることが重要であると考えております。奥越地域との広域観光や特産物の販売、地元との交流促進など広域的なつながりを重視して、永平寺町の特色と魅力にあふれた個性豊かな道の駅にしなければならないと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 当然魅力的な形にしなきゃいけないというのはわかるんですが、ある面ではそこらあたりの交通の動きとか、それから今の健康福祉施設、永平寺温泉との兼ね合いの中で、今言うふうな形でどこが見ていくのか。いろんなコンセプトの中で利用する方々または地域のことを含めて、それが指定管理の中で、例えば永平寺温泉のほうの指定管理者が代行する形になっていくのか。そういう面も含めて非常に今後の動向が懸念されるわけですが、そういう意味から、私は今回、その健康福祉施設の永平寺温泉にかかる、ある面ではランニングコスト。当然永平寺温泉のランニングコストはあるわけですが、道の駅のランニングコストも含めて、それが上乘せというんじゃないですが、トータル的に町の必要経費がかかってくるんじゃないかというふうな思いが懸念されるわけです。

そういう中から、どういう運営の仕方をしていくか、またはどういうことをしていくのか。それから、その中では非常に難しい局面にさらされるんじゃないかというふうに思っているわけですが、そこらも含めて何かご所見があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） これは、道の駅の整備は、単に永平寺温泉の禅の里の誘客のためにつくるものでは決してございません。あくまでも道の駅独自のものとして考えております。その中で相乗効果を高めていくということは、これはどうしても必要なことでもありますし重要なことだと考えております。といったところから、ランニングコスト的にはあくまでも道の駅という形の中で考えております。また、地域振興施設の中におきましては、時代のニーズに合わせて、その地域の暮らしに触れるとか、やはりその地域の人に触れ合う、その地域でしかできない体験、あるいはその地域でしか味わえないようなものを口にさせていただくとか、そういったさまざまなニーズの掘り起こしですかね。そういった形も十分今後検討していかなければならないと思います。

それと、永平寺温泉のほうの指定管理者と同じになるかどうかというのも、今後これは、先ほども申しましたように検討の課題ということで、いろんなさまざま

まな手法があろうかと思しますので、今後十分協議していかなければならないと  
いうことでお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 最後です。

道の駅、採算が合うのは全国的に3分の1にも満たないんじゃないかというふう  
に危惧されているところもあります。当然のように道の駅が繁盛して、それが  
地域振興に役立っているところも数多いと思います。だからそういう意味で永平  
寺の道の駅がそういうふうな形になることは当然期待しますし、そういう方法を  
していかなあかんというふうには思いますが、ある面では、そういう面での上志  
比地区の振興策として道の駅がその重要ポイントになるのかということには私は  
一念の危惧をするところであります。

当然のようにその地域の商店街も含めて、そこらあたりの活性化も含めて、今  
後注視しながらまたご意見をさせていただき、また、いろんなところで一緒に頑  
張れるところがあればそういうふうに頑張っていきたいと思っておりますけれど、そ  
ういう面も含めて、ぜひとも道の駅の今後の発展をぜひ見ていただきたいと思います  
まして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） ここで暫時休憩いたします。

10分まで休憩いたします。

（午後 3時04分 休憩）

---

（午後 3時10分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、金元君の質問を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は町民の立場から、特に25年度の当初予算等について幾つかの質問をした  
いことがありますし、町民の声としてもまたいろいろ問いただすことも含めてや  
っていきたいと思っています。

私が通告しているのは、通告要旨には、義務教育費無償化への一歩か、給食費  
の無償化。これちょっと言葉悪いんで、給食費の無償化は義務教育費無償化への  
一歩かと、ちょっと言葉を並べかえたいと思っています。2つ目には、支所の利

用計画と後年への負担先送りではというやつについては、土地の利用計画こそまず考えるべきだと。支所施設の利用計画のない進め方は後世への課題の先送りと、内容は一緒ですから言葉をかえていきたいと思います。3つ目には、永平寺町兼業禁止及び政治倫理条例から、4つ目には、福井国体目指して施設整備の計画は、第2体育館建設、そんな前提は聞いていないということなんですが、これらについて関連しているんな議員が質問してきていることもあるので、少なくなる面もあるのかなと私は思っています。

1つ目の給食費の無料化は義務教育費無償化への一歩かという質問であります。

町は、議会基本条例に基づく議会からの求めで、2月13日から15日の間に行われた新年度における新規事業説明会で、まさに何の前ぶれもなく給食費の無償化を行うと説明しました。この件については寝耳に水で全く前ぶれのなかったこと、さらに、これまで小中学生の遠距離通学への助成など、本来なら全額補助すべきところを、長い間の指摘にもかかわらずやっと一部助成の増額がされたのがつい先年のことだったのに、それらを飛び越して給食費無償化の提案についてはまさにびっくりしているところであります。

本題に入りますけれども、義務教育の父母負担については憲法第26条、ここには「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、その2項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と明確に示されています。ただ、この「無償とする」とあるものの、狭い判断から——これは1964年の最高裁の判例なんですが——長い間、この無償を一部無償化、いわゆる授業料は徴収しないということでしか国の責任を果たしてこなかったと、こういう状況があります。

ただ、1980年代から受益者負担の原則などが意識的に吹聴されてきたという中で給食費は父母負担が当然という意識が根強く、ここ数年、特に給食費未納問題が騒がれる中で本町がここで給食費の無償化へと大きく一歩を踏み出したことは大きく評価できることだと私は思っています。しかし同時に、これまで遠距離通学への助成など、町の姿勢と経過などから、先にすべきことはないのかということも率直に思っているところです。

それに幾つかの課題も見えます。1つは、給食費の無償化については、やるのとやらないのではその格差が余りにも大きいこと。金がないから1年でやめたり

半額支援に変えたところも全国では見られています。2つ目には、この事業、永続的に続けてもらいたいわけですが、このやり方で永続的に続けられるのかどうか不安であります。3つ目には、さらにこの無償化の根拠というか、この点はどのように考えて町の目標を設定しているのか。以上の点をまず町長に確認したいと思っています。

町長の施政方針では実施の意義をそれほど語ってはいないことからそれらを確認したいということでもありますけれども、これは町長の所信ですが、さらに教育費等への補助制度の全国の自治体での実施状況と近隣自治体での状況もあわせて聞きたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 給食費の無償化の実施の考え方でありまして、これまでも何回も申し上げていますように、子どもたちが元気に成長することが永平寺町の願いでありますし、それによりまして豊かな人間性や、それから丈夫な体をつくるということが、そういうことが大きな考え方でありまして、そして教育環境の整備あるいは子育て応援に対して保護者から安心感を持ってもらうことが非常に大事だと思っております。特に給食の無償化になりますと小学校、中学校ということではありますが、全ての児童生徒にかかわる問題でありますので、そういうことも含めてこの無償化を進めたいと考えております。

それともう一つは、非常になかなか出生率なんか低くなってまいりました。そういう意味におきまして少子化を補う、そういう政策になればいいと思っておりますし、そしてもう一つは、若い人が永平寺町に、特に永平寺町から出ないで住んでいただくことも大事でありますし、また多くの方が町外から定住を求めていただくことも非常に大事であると思っております。そういう意味におきまして、この事業に取り組むということでもあります。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 全国的に調査をしますと、調査の結果を見ますと、これはSNの食品研究所が調査した結果ということでございますけれども、これ議会と自治体等の調査とちょっと若干違いまして、全国では7市町村が助成をしているということでございます。ほかの市町におきましても一部助成をしているところというのが2カ所ですか、あるということで、一応うちのほうの調査ではそのような結果となっております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっと課長が答弁された内容を聞いて、これ全日本教職員組合いわゆる日教組とはちょっと違うんですが、そういう人たちが調べた資料ですけれども、千七百幾つかの自治体に発送して955自治体から回答があったという調査結果です。そこで言いますと、補助対象、全額やっているところは小学校、中学校で9校あることになっています。幼小中でやっているのが、話題になっている兵庫県の相生市と宮崎県の諸塚村ですか、小学校のみが北海道の三笠市、幼稚園のみが群馬県の甘楽町というんですかね。一部補助というのは、2人目とか3人目から全額というこんなことがあるんですが、いわゆる生徒全員というところを見てみますと、それぞれちょっと若干のずれはあっても13自治体で実施している。その2人目、3人目から無償にしているというところは14、さらにプラス14自治体。半額程度の補助をしていると言われるところが12自治体。何人目からまた半額程度の補助というのがさらに2つ加わるということを私聞いています。ただ、こういう状況を見てみると、そういう中でお金がなくて今回から半額に、いわゆる補助を切りかえたというところもあるんですね。そんなのも僕はちょっとこれから見ていく上では大事だと思うんです。

もう一つ、特に半額程度の補助について言うと、調査を聞いている限りでは1自治体が、要は全部、最近、2010年前後から半額程度の補助のほとんどが始まっていると。そんなことを聞いているので、その辺はちょっと一つの最近の傾向があるのかなということちょっと見ているところです。

次に、ちょっと進めていきますけれども。

ただ、いろんな補助と申しますけれども、給食費の補助の問題以外は後からちょっと言っていきますけど、そこで確認したいんですが、小学校、中学校での給食費の無償化への一步は義務教育や子育ての父母負担を軽減する、または無償化への方向性を持っていると捉えていいのか。これは憲法に示すところでもありませんから。それとも一過性のことなのかということも町長にお聞きしたいと思うんですね。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、義務教育費等のお話がありましたけれども、そういうことは考えておりません。これは先ほども申し上げましたように、そういう非常にお金がかかると申しますか、そういうことの中で、やはり健全な子どもたちを育てていくというんか、そういう気持ちからこの無償化をやるということでありま

すので、何回も申し上げますように、その制度としましては長く続くことが非常に大事だと思っております。

それで、そういう中で永平寺町のそういう町の規模の中でいろいろなことがありますけれども、この無償化だけは続けていって、そして子どもたちが入れかわってだんだん大きくなっていきますので、そういうことを長く続けていくようにしたいと思っておりますし、そういうふうな十分内容的にできるということを考えてこれを取り組むことにいたしました。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 給食費の無償化の問題で、義務教育の費用との関係はあんまり考えていないということで、それを聞くと評価半減ですね、率直に。僕はその根拠が希薄になってくる点もあると思っております。やることについては大きい第一歩だと私思っていますので、その辺は評価したいと思っておりますが、その辺ちょっと続けたいと思うんですけど。

給食費も大事ですけど、義務教育にかかる負担の軽減という点では、住む場所の遠い近い、遠近の負担がふえるとか差の生ずるようなことがあってはならないと私は思っています。それまでもそういうことで遠距離通学の補助を本来は僕は無料に、全額補助すべきだと思っているんですね。その辺を聞いてきたつもりでいるんですが、これも随分かかって支援額がやっと引き上がったと思っております。しかし、遠距離からの通学者には通学用具への補助もほかにまた考えているところもやっているところもあるそうです。

給食費の無償化の先にそういう、ある意味では義務教育本来でいったら平等であるべき進め方の条件のところできちっと公平化するのがまず第一ではないかなと私は思うんですが、その辺はどうでしょう。特に遠距離通学なんかは全額負担すべきやと思うんですね。例えば轟から電車通学とか遠いところから中学校に通ってくるとかということについて聞きたい。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 遠距離通学につきましては、確かに今議員仰せのとおりかもわかりませんが、学校から児童生徒の家が離れている人もいれば近い人もいると、また、学校まで通うのにそういった公共交通機関が利用できる生徒もいればそうでない子どももいるという形で十分ではないかもしれんのですが、今現在、小学校は2キロ、中学校は3キロということで、8月を除く11カ月間の定期代から2,000円を差し引いた分を補助しているというよう

なことをございまして、やはり公共機関が利用できる人は補助を受けられるけど、そうでない子どもは受けられないと。今、ほかの子どもは考えなあかんのだと思えますけれども、そういった状況にもあるということで、確かに議員仰せのとおり格差があつてはあかんのじゃないかというようなこともありますけれども、現実的にそういった社会の仕組みが、格差ができていくということもあるんかなど私は思っていますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 義務教育に、幾ら社会の格差があつても格差が生じてはならんと私は思っているところです。ただ、それはぜひ今後考えていってほしいと思えます。

そこで、給食費の無償化の実施に当たっては、実施する根拠の整備が僕は必要だと思っているんですね。ただお金が少し余っているからとか、今余裕があるからするということではないと思えます。

どういうことなのかといいますと、町は義務教育の無償化への実施ではないと言いつながら、その一歩として大きな足を踏み出したということですがけれども、実施するには手順もあるんじゃないか。例えば、町長は2月の中旬の議会が求めた会議で初めて示しました。それがなければ2月22日の予算説明の中で初めて知つたことだと私は思っています。そう考えると、例えば本町に義務教育もしくは子育ての父母負担軽減条例とか無償化条例を設けて町の取り組む姿勢を明確化したり、今後の目標を定める意味でも条例化等で無償化の根拠づけを設けるべきではないかと私は率直に思っているところです。この点では、何でそういうことを言うかといいますと、私はやるんなら長続きしてもらいたいし、そうするにはどのような方法があるのかというのをまず研究すべきだと思っています。かつて県内でも1年限りで無償化を実施した自治体もあつたと聞いていますし、全国的にも、先ほど言つたように財政状況から半額に減らしたというところもあるようですから、どうしたら長続きされていくのか。その一つが目標を定めた、やはり条例化だと思っています。

今後、永続的に進めていくかどうかについては、財政的なこともあるものの、私は為政者の思い入れの問題が強いと思うからこそそういう条例が必要だと思つているわけです。兵庫県の相生市では、2011年に相生市子育て応援都市宣言ということをやつて議会で宣言して施策を取り組んでいると聞いていますので、その辺は条例化も含めた根拠づけ、手順、そこらはどうお考えでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えします。

子育てしやすい町としましてこれまでも取り組んできております町の姿勢は十分浸透していると考えておまして、これまでの事業も個々の事業を検証して行っており、今回の給食無償化事業も同様であります。今現在のところ、条例の制定は必要ないと考えております。

子育てに関します事業は、これは各課が所管する事業を横断的に実施をしておまして、各課のほうでそういった子育て行動計画というものを定めているところでございます。そういった観点でも、今回この条例の制定というのは必要はないということ考えています。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 子育てに関するいろんな施策については各課を横断しているということなのですが、そこに僕は問題があると思っています。だからこそ条例とかそういうもので目標を定める、もしくは相生市みたいにそういう子育て宣言を議会でし、大々的にそういうことに取り組むということを宣言する。町長はいつも施政方針や所信表明なんかでそういうことを言っているんですよ。しかし、そうではなしに、そういうもっと大きな取り組み、為政者がかわるごとに政策が変わったらあかんわけですから、そういうことこそきちっと考えていかないと、「何のために子育て支援で定住促進も含めてごっちゃにして取り組んでいるんや。根拠は何や」と言われたら「いや、町長が言うからです」と言うんでは話にならないと思うんですね。僕はもっと町の施策に資するのはそれなりのことを考えていくべきだと思っています。

その辺、本当にもう1回答弁、もし町長あれならと思います。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、学校の給食のお話ですけれども、医療費の無料化も中学3年生まで取り組んでいます。これ県内で一番早く、15歳というのは22年から行っておりますし、保育料も一番安い保育料ということで、これ子どもさん3人いますと2人目は1人目の半額、3人目は無料というふうなこともやっておりますし、特に今議員のおっしゃられる、そういう無償化に対する取り組みの形をきちっとあらわすということも非常に大事ではあると思いますが、今おっしゃいましたように医療費の無料化とかというふうなこと、保育料もやっておりますし、そういうことで、そういうときにそのような形をとらなくても十分できるものと

思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 寂しいですね。それがなくなると、僕、失礼ですけど、町長にこんなことを言うと悪いんですが、町長の提案している案は非常にいいと思います、この着眼点は。以前にもこういうことを言ったことがあると思うんですが、でも、それでも私は思いつきでないかとやっぱり思ってしまうんですね。突然出てきたんです。実際この話を、先ほどの議員はほかの人にいろいろ、30人ほどに話したというんですが、私も何人かの先生に話ししたことがあります。「えっ、給食費の無料化なの？」ということをやっぱり聞き返すというんですかね、ちょっと驚きを持って聞かれる方が多かったと私は思っています。

ただ、町長の進めるこういう提案が思いつきだと私が捉える根拠というのは3つほどあるんですね。怒らんといてくださいよ。怒ってもらっても結構ですけど。1つは、常々「給食費の負担軽減を何とかしたい」などと議会でこれまで口に出してきたわけでもないわけですね。何の前ぶれもなしのいきなりの提案ではそう思われても仕方ないと。いいことでもそうになってしまうのではないか。だからさっきの根拠づけをとということを僕言っているんですよ。

2つ目は、先にとというか、これまで実施しておくこともあるのと思うわけですね。やっぱり一足飛びではあかんわけですね。遠距離通学の問題なんかで言いますと、これは全国調査、半数ほどの自治体の調査ですが、給食費のそういう補助とかそういうのに取り組んでいる自治体は122。全国でですよ。通学費の無償化に取り組んでいるのは、955のうち448。その校区の子どもたちは全て歩いていける学校も多いということを前提にしてくださいよ。3つ目は、図書、学用品、教材等の助成をやっているところは97。修学旅行費の助成が112。その他のいろんな、その他といいますのは、先ほどちょっと話題になっていました奨学金なんかへの取り組みですね。奨学金は結構多いんですね。奨学金について言いますと、高校生に対しての奨学金は439自治体。955のうちですよ、言っておきますけど。大学生に対しては376。合わせて492自治体で取り組んでいる。ダブっているところもあるんですね。それを入れてその他は646。何らかの教育補助制度をとっているのは870自治体だったということです。これちょっと見てみるとわかるんですが、給食に着眼しているところは割とやっぱり少ない。だからこそ意義があると言えそうなんかもかもしれませんけれども、やっぱり先にしておくべきこともあるのではないか。それとはちょっと違う一足飛

びだったということですね。

3つ目、やっぱり根拠も示さずに、目標も定めずに予算化していること。

これらを含めるとやっぱり思いつきとなってしまうのではないかと私は整理しているわけですね。思いつきということでは、さらに一番最後の質問にびっくりするのが出てくるんですけれども、これは後で質問しますが。だからそんなことについて、本当にやっぱり今整理していかないと私は問題ではないかと思っています。ちょっとこの問題はそういうことで言ったんでぜひ考えてほしいのと。

先ほどの議員も言いましたけど、町外の小中学校へ通学している子供への支援をどうするのか。同じ町民ですよ。いろいろな都合で町外の、小中学校は義務教育ですから、そこへ通っている子どもたちに補助しないというのは、やっぱり僕は先ほど聞いていておかしいと思いました。それはすべきです。ただし、途中でここに定住していない人が途中で入ってくる。こっちに家を建てたりして移り住むというのはいいんですよ。その補助を目当てに来るというのはまた別として。そこはきちっとしておかないと、義務教育で実施するやつですから、例えば定額で月幾らとかいう補助を、それはすべきやと私は思っています。その辺は。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 先ほど松川議員さんにもお答えさせていただきましたけれども、基本的な話で先ほど申し上げました。今、町内に住所を有して町外の学校に通っている子どもさんにつきましては、今後本当によく検討させていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） この事業の取り組みに当たりまして、これご存じのように、給食費の滞納のお話が何年か前にありまして大きな社会問題になってまいりました。そのときに永平寺町の状況というのはいろいろあったと思いますけれども、そういう中で、やはり児童生徒といいますか、みんなに全部に行き渡るといえるんですか、そういう事業になるといいますか、そういう事業にしなければならないということで、先ほども非常に教育費にお金がかかるというお話もありましたしいろいろあります。例えば自転車にしましても、遠いところの人は自転車に乗って通っておりますけれども非常に高い金額でありますし、だからそういう中でいろいろなことが取り組まれるんですけれども、やはりみんなに行き渡る、そういうことが非常に大事だというのが一つの考えであります。

そういう給食の問題もありましたし、いろんな人からいろいろお話を聞いております。そういう意味でこの事業を取り組むことによって、本当に子どもたちが学校で勉強できる環境をつくっていきたいということでもあります。また、保護者の方も非常に安心感があると思いますし、そういう意味で非常に事業的にみんなに行くという事業でありますので、そういうことを何度も強く感じまして、町の役場の中の政策ヒアリングでもいろいろ検討してまいりましたし、そういうことで今回提案をしているところであります。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これで大体終わっていきますけど、実はこの問題は県内にもかつて、合併前ですが、義務教育費の父母負担禁止条例というのを設けた自治体があるんですね。あるんです。この自治体では父母負担をなくそうと努力していましたし、この町ではいち早く複式学級へは町独自教員の配置をやっていたんです。そう言うと思うんですわ。ただ、国の会検が入ってくるということで、当然町単独の教員を配置していればそれは何の異論もないんですが、先生をある意味隠してしまって複式で会検を受けたということで、ほんなことしなくてよかったのにとということで新聞紙上でにぎわった時代がありました。実は早い時代にそういうことに取り組んでいた町があるんですね。あわらですけども。

だからそういう意味では、条例を設けることでやっぱり町の取り組む姿勢も変わっていったらという、ちょっと当時は思い違いがあって指摘されて、そういうことをしなくても十分会検には耐えられたんだという話でしたけれども、僕はいいいところはぜひ学んで行ってほしいと思っています。

2つ目の質問に入っていきます。

土地の利用計画こそまず先に考えるべきだということですが、支所の施設の利用計画のない進め方は後世の課題の先送り。支所の問題で言うと、単に永平寺支所だけのことではないんですけれども、ここでは永平寺支所を中心に進めていきたいと思えます。

趣旨は、各種事業を進めるに当たり、後世に負担を残すな、問題や課題を先送りにするなということでもあります。例えば、永平寺支所周辺だけをとってみても、今の消防庁舎建設計画では、第1は土地利用上、第2は古い開発センターを利用するというので、新庁舎を開発センターの正面にかぶせL型に建設することで、将来に禍根を残すことになると思うからこそ私の質問です。将来の利用計画も示されていない施設の耐震化計画の作成や周辺施設の工事の入るというのです

が、周辺の土地利用や支所、庁舎や消防本庁も含めどのように利活用していくのか、どうしたら利便性のよい土地利用になるのかぐらい考えて進めないとは私は思っているところです。永平寺支所周辺の利用については、永平寺口駅周辺整備との関連性も全く見られないというのも問題だというのは前に質問したつもりです。これらの点で欠かせないのが土地の利用計画ですが、それが見られません。

私は、消防署は機動性や機能が確保されるところに防災の拠点として新設することについては何ら異論はありませんし、これまでもきちっとすべきだということを書いてきたつもりでおります。しかし、今の支所の敷地内で進めるとしてある今の建て方には大きな問題があると思っています。例えば永平寺支所周辺の土地利用という点では、消防庁舎建設を急ぐということで、開発センターの利用を前提にどちらの案がよいかという視点からの論議でしかなかったことや、その中でも土地利用の全体図面でも、どうも見ていると、L型に示してあった斜線の部分は正確な寸法ではなかったようです。位置図が曖昧であったことも、これは現地視察の中でわかりました。これらの点でも正確な全体の構図をもとに論じてくるべきだったと私自身も反省しているところです。そういうことを書いてきたつもりでいるんですが、視察のときでは遅かったということでもあります。

いずれにしても、現在の計画では、少なくともあの広い永平寺支所周辺を使い勝手の悪いものにしてしまうのは明らかです。消防庁舎の建設は永平寺支所の周辺の土地利用計画の中で考えるべきであって、消防庁舎をとにかく今の形の土地の中に押し込めるというやり方へ今の町政が急いで踏み出すことは、大きな課題を将来に先送りすることにほかなりません。将来に大きな禍根を残すことになるわけです。そういう点でもこの進め方は見過ごすわけにはいかないと私は思っています。つまり、土地利用計画もない中、幾ら消防庁舎であっても庁舎建設が優先されるものであってはならないと私は思っています。建設してしまってから、さあ、こんなつもりではなかったというものにしてはならない。だからこそ、町が責任を持ってこの疑問に答えるとともに、きちっとした土地の利用計画をつくり、示すべきだと私は言いたいわけです。

町には将来に向かって方向性を示す責任があると思っているので、答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 答弁させていただきます。

永平寺支所の土地利用ということでございますが、今、開発センターの前、北

東側に消防庁舎を建設するということになりますと、来町者の駐車場は減少します。しかしながら、平成25年度に解体する永平寺分署跡地や元の東古市駐在所跡駐車場を整備するというので、来町者的には対応できるものというふうに考えております。また、会合等で来町者が多くなった場合には、支所の南側のスペースも来町者用の駐車場として利用するというような計画をしておりますので、消防庁舎が来ても利用勝手は何ら問題ないというふうに考えております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 先ほどの質問にも出てきましたけど、永平寺支所周辺の駐車場の利用状況を見ますとかなりの車の台数がとまっています。あれがどこへ行くのかなと、裏に簡単にすっと回れるのかなと思うところは率直にあるところなんです。だから十分に対応できるというのも、土地利用を考えてのことなのかということとは率直に疑問に思うところです。

また、支所の表から裏への道という通り抜けに、以前はできなかったから必要ないという話もありましたけれども、これは余りにも乱暴な言い分です。少なくともこの広さの支所の東西の長さ、広さの土地だと、駐車場も含めた支所の敷地内には赤道も青道もあるはずだと思うんです。これが町の持ち物だとはいえ、この機能補償も確保しないというのは、そういうのも示されていませんから、どうするのか。地域との考えでも私にはちょっと考えられない。町はこのことを十分認識しているのか、その辺をお聞きしたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） まず、後ろへどのように回すのかとか赤道、青道というような機能をどうするのかということでございますが、先ほど申しましたように、平成25年度におきまして永平寺の分庁舎を壊すわけでございますので、その横の通りを通しまして後ろへ行っていただくとか、その道路を利用して利用される方を前へ、国道416号のほうへ回すというようなことを考えております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 行政が開発するからといって青道、青道。今は行政の財産になっていますけれども、その機能補償をなくすということをきちっとした案もなしに示す、今ある道路へ迂回させればいいやないかというのは、ちょっと僕は乱暴だと思っていますよ。そこはぜひ認識してほしいと思うんです。

それに、今後の公共施設の耐震化計画についてを言っていきますと、その前提として人口2万人の町に必要な施設のあり方から見ても、現在の本町の公共施設

は誰もが多過ぎると思っているはずです。合併して7年、この段階に来て、まだ施設があれば何かに使えるだろうであってはならないと思っています。耐震化や改修のこの機会にそれぞれの公共施設を今後どうしていくのかを考えてもいないとしたら、まさに課題を将来に先送りするだけしかないと思うんですね。

耐震化されている施設については利用計画を立て、その計画に基づいて耐震化や改修、改装を行っていくべきですが、行政財産というものは行政目的上必要な施設ということですよ。ということも含め、個々の施設については、これらはどうしていくのか、行政財産としてどう管理していくのかということはまだ示されてはいないわけですから、町はこの指摘についてどのように思っているのかお聞きしたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 公共施設の今後の活用あるいはどういった方向性で管理をしていくのかということでございますけれども、もちろんご存じのとおり、新しい永平寺町は、3町村が合併をして、そして18年にスタートをいたしました。そこで3つの町村がそれまでに持っていた行政財産あるいは普通財産を引き継いで新しい町になったところでございます。簡単にこれを解体するとかなくしてしまふとか、そういうことはなかなか、これは難しいと思います。やはりそれぞれの町で必要があったからこそ整備をして、そして合併まで存続してきたものを新しい町に引き継いだということでございます。

その中でも、新しい町になったのでありますから、今後、将来的にどのような形でそういうものを使っていくかというのは当然新しい町で考えるべきでありまして、今そのことについては進めております。確かに公共施設の数はありますし、またそれ一つ一つについて全て診断しているわけでもございませんけれども、診断を済ませているところもございまして。そして、全てを廃止して一つにするということも一つの選択肢ではありますけれども、やはりあるものを有効に活用しながら新たな負担を抑えるという考え方も、これは大事であろうかと思っております。そういったいろんなことを考えながら、公共施設のあり方について検討を進めております。

ことしも監理課を中心といたしまして、いろんな建物ごとの調査をいたしました。もちろんその利用状況も含めてまとめてございます。そういったものを今後計画的にどのような活用をしていくかということについて、行政改革の計画年度の最終年度までにはそういった形での結論づけをしていきたいというふうに考え

ております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 行政改革の最終年度までにはという話ですが、耐震化計画を進めていく中では欠かせぬこと、それを置いて先に進むということが私は異常だと思っているんですね。さらには、新たな施設の建設をなんていうことも出てくるわけですから、やっぱりきちっとしていく必要があると思います。例えば、私はここに来てみると、やっぱり合理性のある土地利用計画を示して、その上で消防庁舎は整備すべきで、今の計画は余りにもつけ焼き刃だと思っています。消防が悪いと言っているわけじゃないですよ。だから消防の機能を果たす、その地域の土地利用を考えていく上では、それは欠かせないことだと。

これらの計画策定に当たって、どうも見ていると支所周辺の土地利用を考える上でも、計画をつくる上でも、地の利を知っている職員がかかわっているのかなと私は率直に思っているところです。そこらを含め、土地利用も含め、今の計画は見直すべきだとここに来て言わないと、もう予算が通ればそういうところに一步踏み込むわけですから、将来に禍根を残すことについてはきちっとそういう指摘をしていきたいと思っています。

もし何かこれに反論あれば答弁願います。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 我々としましても、土地利用を考えてあそこへ消防庁舎を建てるということを考えて計画をしております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そう言われるなら。

3つ目の永平寺町兼業禁止及び政治倫理条例からということで、率直に本町にこういう兼業禁止及び政治倫理条例があるというのはご存じですか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） この条例は、私ども総務課のほうで所管をしている条例でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） この条例の内容をよく読み込んで、いろいろ町での運用を考えたことはあるんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 町税の運用。

○3番（金元直栄君） 町の運用。

○総務課長（布目洋一君） 税の運用。

○3番（金元直栄君） 運用、この条例の。

○総務課長（布目洋一君） これご承知のとおり、特別職あるいは議会の議員等々が町政運営に当たって守らなければならない、そういう指針というふうな形で受けとめておりますし、運用というところとちょっとわかりませんが、反するようなことのないような形で受けとめております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 永平寺町兼業禁止及び政治倫理条例というのは旧松岡町でつくられました。41人の議員——あのとき41人だったと思うんですね——が議会で論議してこの条例は残そうということになったと思うんですね。合併協議会で論議しての話ですが、議会では41人のときに残していこうということになったと思っています。

この条例は、「公職にあるものが私的な利害関係によって公職の遂行を妨げられることがあってはならないことを認識し、その担い手たる町議会議員並びに町長、副町長及び教育長は、町民の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないことを町民に宣言するとともに、清浄で公正に開かれた町政の発展に寄与することを目的とする」。第2条には1、2、3、4つの指摘があって、「町民全体の奉仕者としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない」とか「常に町民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、いかなる金品も授受しない」、3つ目には、例えば町の工事に口出ししない。「業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関して、第4条第1項に示された者が契約することはもとより、特定業者の推薦又は紹介をするなど有利な取り計らい等、社会通念上疑惑を持たれる行為はしないこと」、4つ目には「町職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと」ということで位置づけられているんですね。これは当時の旧松岡町の状況からつくられた条例でした。

実は、本町には職員の倫理条例というのはないんですよね。倫理規程も。町のこの政治に対する意識はどうなっているのか。本町に職員の倫理規程がないとしたらどうなっているのかと。常にこの趣旨を意識して行政運営に当たっているのかというのは、総務課長としてどうつかんでいるのかをお聞きしたいと。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 職員にはこういった類いの条例はございません。まず職員に適用される第一のものとしたしましては、地方公務員法という法律がございます。これが第一義的に我々町職員にも適用される守るべき法律ということでございます。のほかに、それ以外に職員服務規則というのがございまして、こういう規則に基づいて、職員は職務を行うということになっております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 実は、何でこんな質問をするかといいますと、今でも町民から、これは特に町職員ということでは言っているわけじゃないんですが、「議員や町幹部の縁者が町職員に採用されている」とか「俺に頼めば町の入札に入れてやる」とか「業者の口ききで町の入札に参加したけれども、あげくは代金の不払いがあった」などというのがやっぱり今でも聞こえてくるんですね。

それは議員みずからに対するそういう町民の声かもしれません。ただ、単純にそうではないと思っています。僕はやっぱり町幹部も含めた全体に寄せられている声ではないかなと思っているんですね。そういう意味では、議会としてもそうなんですが、町職員としてのそういう声があるということに対する自浄作用というんですかね、そういうのはどう果たしていくんかというのを、やっぱり行政としても考えていることはあるんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今の金元議員がおっしゃったようなことは私の耳にはまだ入ってきておりません。そういうことは抜きにいたしましても、町職員、地方公務員は全体の奉仕者として、やはり町民のために職務を進めるということが第一の基本でございまして、それについては、これは全職員が一丸となってそういう形で日夜職務を進めているというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっと一つ条例の中にある内容で聞きたいんですが、条例中に審査会を設置するということがあります。以前も合併当時、審査会は毎年1回は会議開いて、そんな政治倫理上の問題、状況について話し合ったり検証がやられているんかという話で、町は当面やるつもりはないという答弁をされてきました。

僕は、合併して何年かたってくる、そういう声も私たちには届いているので、きちっと政治倫理審査会を設置し再開して、町の政治倫理上の問題がないかどうか

かというのをやっぱりきちっと検証していくことが必要なんじゃないか。それが僕は、議員に対してもそうですし、町職員へのいわゆる自浄作用にもつながるんじゃないかなと思うんで、その辺はいかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 条例によりますと、第5条の第1項で、町に政治倫理審査会を置くというふうに規定をされております。これに基づきまして、現在も5名の委員を置いて審査会を設置しております。

ただし、同条第2項によりまして「審査会は、政治倫理基準に反する行為をした疑いがある場合、又は町民から調査請求があった場合」、これは第7条で50人以上の連署をもって請求するというようになっておりますけれども、この2つの場合に、関係者に対して必要な調査を行うということになっております。ですから、今金元議員がおっしゃることはわかりますが、定例的にこの審査会を開催するというふうな、そういった類いのもものではございませんので、我々はこの条例の規定に基づいて、こういう場合には審査会を開催するというふうな形で受けとめております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そういうこともあるんかもしれないです。ただ、僕はある意味、職員には政治倫理規程がない、国に規程や職員に対する法律もあるよということはあるんですが、これは議会に対してもそうなんですが、町民に対しても疑問に答えるためには、定期に開いて常に会議を開いているという状況をつくっておくことが非常に大事だと思っています。それはぜひ考えてやってほしいと思うんですね。

そのことを言って、この問題については質問を終わります。

最後の質問に入っていきます。

4つ目、福井国体目指して施設整備の計画は、これは随分詳しくほかの議員に答えられたので。これについては質問しないということではないんですよ。趣旨は、松岡中学校の第2体育館建設、そんな前提は聞いてはいませんということで質問を準備しました。

これはそうやって言われると、思い当たるところはないわけではないと思うんですが、松岡中学校に国体のサブ体育館として整備するとした計画は、何の前ぶれなしに淡々とした新年度の事業説明の中で示されました。それも議会からの申し入れで実現した町の新年度、新事業の説明会の中でのことです。

さらに私がびっくりしたというか、町を不審に思ったのが、2月25日付として、2月26日の定例会に示されました県バスケットボール協会からの要望書なるものでした。その表題は「松岡中学校サブ体育館建設について」となっているもので、本来、他団体からのこのような表題と内容の要望文書が上がってくることはないとは思っているんですね。本来は。余りにも内容そのもの、つまり後からつくったものをつくってもらって出したということではないかと思っています。他団体からの要望となれば松中第2体育館とはならないはずです。2月14日の政策説明会の後、議会の反論の対応からこういうものが出てきたんではないかと思うんですが。

そのとき、松岡中学校の第2体育館をして町から示された理由については、国体のバスケット会場のサブ体育館として、中学校教育に武道が必須となったことから、その後は武道場として利用したい。町は室内でのクラブ活動がいっぱいなので活用できるというものでした。しかし、国体のサブ体育館として松中に第2体育館建設となると、なぜ国体のためにだけとか、県内でも中学校のサブ体育館はないという報告も受けています。町内の他校とのつり合いのこともあります。全く議会では論議されていませんでしたし、この急な提案は大問題ではないかと私は思うんですね。

さらにびっくりしているのは、協会からの要望書には、建設することを条件として会場の内定がなされたものと理解しているとあることです。そんな話があるということは私は全く知りませんでした。まさに寝耳に水です。少なくとも、これまでに本町議会には何も示されてはいないと思うんですが、この要望書を見る限り、知らされていなかったのは議会だけか私だけかは知りませんが、そういうことなのか確認したいです。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきたいと思います。

この第2体育館につきましては、平成24年度から武道が必須になり、松岡中学校では柔道を取り入れました。体育館にスポーツマットを敷き授業を行ってきましたけれども、その後、実際の授業活動では支障があるということで、学校教育課としましても部活動の状況等、検討に入れ、第2体育館の検討をしておりました。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

- 3番（金元直栄君） あと3分あるね。
- 議長（伊藤博夫君） 1分半です。
- 3番（金元直栄君） いや、僕のは3分になっているんや。
- （ 君） 。
- 3番（金元直栄君） 。
- 議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（長谷川伸君） 松岡中学校バスケットボール会場としての選定は、平成23年12月22日、県の国体準備委員会常任委員会におきまして選定されたものでございます。その後、昨年10月17日に、中央競技団体である日本バスケットボール協会の正規視察が実施されました。松岡中学校体育館では、国体バスケットボール競技を行う上で支障のあることとしてアップ会場の問題を初め、幾つかの指摘を受けました。このときには県バスケットボール協会も立ち会っておりますので、内容は県バスケットボール協会が承知しているものでございます。

その後、県バスケットボール協会の要望書にあるように、新たにアップ会場の整備をすることを条件に内定を受けたものではないかという質問でございますが、今申し上げましたように、そういうことではございません。

以上です。

- 議長（伊藤博夫君） もう1分半でございますんで時間がもう……。
- 3番（金元直栄君） いや、3分です。
- 議長（伊藤博夫君） はい、どうぞ。
- 3番（金元直栄君） そう言っても、要望書にはそう書いてありますよ。
- 番（ 君） 間違い 。
- 3番（金元直栄君） 間違いなんですか。そしたら要望書がおかしいんじゃないですか。これは議会に提出されるべきものじゃないんじゃないですか。
- 議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（長谷川伸君） これは県のバスケットボール協会からの要望書でございます。当時の日本バスケットボール協会の正規視察の講評には、試合の間近までウォーミングアップをする場所ですので、ぜひその整備についてはご検討していただきたいふうに思いますというお答えしかございませんでした。

以上です。

- 議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） それは確認されればいいです。

どうして国体で引き受ける競技の内容も、引き受けることで必要とされる施設の整備や改修も議会に相談していないのかなど。やっぱり2月の末になって出てくるのはおかしいということを前提に言いますが、バスケット競技が可能な体育館としては、この旧松岡だけを見ても、松小体育館、御陵体育館——御陵の小学校体育館ですね——、松中の体育館があると思うんです。例えばサブ体育館を近くに必要として、そこに立地されている可能性があるということであれば、近くの大学の体育館も利用できると思えば、メイン会場を御陵小学校にして福大の体育館や県大の体育館をサブ会場として使えるわけですね。ある意味、中学校の体育館よりかは、より適正があるのではないかと私はさっさとそう思うんですね。そうなれば、新たに体育館をつくる必要があるのかというのはちょっと私疑問に思うんですが、その辺は率直にどうなんでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 金元君、時間が来ておりますので、制限時間が来ておりますのでよろしくお願いします。

教育長。

○教育長（青山慶行君） この松岡中学校の体育館については、第2体育館、武道場なんですけど、以前より私はここに必要だと思っていました。実はもう3年も4年も前から、学習指導要領が変わって中学生に全員武道をさせる、武道の授業を実施するというようになって、武道館のない学校については国のほうの補助が大きくなって、それを利用して必要ならば建ててくださいというのがあったんです。私はこのときに松岡中学校に武道館が欲しいというぐあいに思ったんです。当時の課長さんやら課内で1回検討してもらいたいということを書いてたんですが、なかなか難しい。なぜかという、そのころは非常にたくさんの耐震工事を抱えていたんですね。これ以上、今お金のかかることがなかなかできないということで、ずっと延びていたんです。

松岡中学校が国体の会場になるということで日本バスケットボール協会から視察に見えられました。そのときに体育館の近くにアップの会場が欲しいということをおっしゃったんですね。これは絶対につくらなあかんというようなことではなかったんです。あったほうがいい。できたら、いわゆる仮設でもいいからそういうアップ会場が欲しいと。アップ会場なら、先ほど議員さんも言われたとおり、松岡小学校に行けば立派な体育館がありますから、「バスを横づけにしてやりませよ」と言うたんですね。それでも横にあったほうがいいということをおっしゃったん

です。あつたほうがいと、絶対ないとだめというんではないんですがね。ほんで、そういうことになったということで、これ武道館として将来使うのにも非常に都合がいと。ほんで国からの補助も大きくとれるときに、また、そこで仮設を建てると1,000万、2,000万すぐいってしまうんです。そういう金をうまくすれば第2体育館兼武道場がつかれるんでないかと。

実は永平寺中学校には武道場があります。この武道場も耐震工事をしまして、床も壁も外側もびかびかになってすばらしいもんになっているんです。ほんで上志比中学校では武道館はございませませんが、非常に生徒数が少ないのであの体育館で横に畳を敷いて使えば一応授業は大丈夫だということで、そのかわり畳は二、三年前に新しくしました。というようなことがあつて、ぜひ松岡中学校に武道場が欲しいと思つていた。ほんでちょっと遅かつたんですが、この際やるんならぜひこのときだということで、もう1回再検討をしてもらつたということでございませう。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 最後です。

教育長、初めてそういうことを話されたんですね、きょう。そういうことを話されたのは今が初めてなんです。

○教育長（青山慶行君） ここまでなかなか出せなかつたんです。

○3番（金元直栄君） いや、幾ら何でも。僕は率直に予算計上のときの説明は、どう見てもいきなりはないでしょうということです。そういうことで進めるべきだし、不公平感のないように進めてもらわなければいけないと思うんです。

また予算のときにはこの辺はまた質問していきたいと思つますので、ぜひこの間、給食費の問題も体育館の問題も何の前ぶれもなしに伝えられているということでは議会のほうを無視に進められるのかなという不信が募ります。ここはぜひ払拭していただきたいと思つます。

以上、質問を終わります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、2番、滝波君の質問を許します。

○ 番（ 君） 休憩せんが。

○議長（伊藤博夫君） 休憩せん。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それでは、私から4つ通告をしてありますので質問させていただきます。かなり最後ですので同じ質問になりますが、重複を避けて質問を

させていただくつもりですが、重複があったら申しわけございません。つもりでやっておりますので、よろしく願いいたします。

まず、学校給食の無償化の狙い等というのと、2つ目に松岡中学校第2体育館の必要性、3つ目に県に提示した道の駅構想は、4つ目に大気汚染PM2.5の影響と対策ということでありますが、まず学校給食無償化の狙いはということです。

学校給食無償化事業の目的はということで、これは今まで町長が答弁をされておりました。あるいは、議会が行った政策ヒアリングで初めて我々も聞いた事業であります。そこには、学校給食の費用負担は保護者となっているが、その負担を町が補助することによって経済的な負担を軽減するという、そして学校教育の充実に資するとともに健やかな児童等の成長を促す、少子化対策、子育て支援が図られて子育てしやすいまちづくりができる、定住化促進にもなり人口の増加が期待できるという狙いがあります。

そこで、年間8,800万という事業費をかけるわけですから、当然この事業の期待できる効果があると考えているのではないのでしょうか。具体的に数値を持って試算をしたものがあると思いますが、示していただきたいと思います。

また、2つ目に、この事業の効果を求めるためにどういったことを行うのか。ただ無償化するだけではその効果は出ないと思います。

3つ目には、この事業のデメリットといいますか、課題といいますか、そういうのは何か。それを克服するためにはどうするのかということを通告してありますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

事業の期待できる効果につきましては、子育てに優しいまちづくりということで若い人の定住促進、人口増が期待できるということで、また、愛情あふれる施策により郷土を愛する人を育むということでございます。

その効果を求めるためにどういうことを行うのかということでございますけれども、給食無償化というのはあくまでも間接的な事業で、結果としまして、先ほど述べました定住促進とか子育てがしやすいまちづくりができるということでございます。

それから、事業のデメリットというんか、それを克服するためにどうするのかということにつきましては、特にデメリットというのは考えておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 議会の基本条例の中に、第6条で新しい事業を提案する際に7項目でしたか、説明していただくようお願いしてありました。先般、2月の中旬3日間をかけた、新規事業についていろいろヒアリングをしたわけですが、その中の事業分析の中で、事業実施に当たっての背景、検討したほかの政策案、他団体との比較、町民参加の実施有無、政策等の財源措置及び将来の負担ということになっております。これが基本条例の6項目の中の一部であります。そこには余り書いていないと。今の答弁が示すとおりだろうと思います。というのは、どういう事業でもいろいろ町の課題があって、それに対してその解決のために目的を設定するのだろうと思います。そしてその目的のためにその事業を起こすと。その事業の効果を具体的に当然試算をしながら、より効果的になるためにどのように事業を進めていくか、他の自治体の例を参考にしながら、成功例あるいは失敗例を参考にしながら事業を具体的につくっていくということが必要ではないかという、これは議会の基本条例の中でのことでありまして、当たり前のことではないかなというふうに私は思っております。

年間8,800万かけての事業であります。ですから当然このことは示すべきではないでしょうか。何か示されるものがございますか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 7項目の項目があるというようなことで説明いただきましたけれども、この事業はあくまでも保護者が負担しているものを町が補助するというのが一つのと申しますか、事業の内容でございまして、その効果としては先ほども言いましたように、子育てしやすいまちづくりに寄与するとか、定住促進につながるというようなことが一応効果的に出てくるようなことでございますので、今、その内容的に比較検討するとかという話ではないかなとは私は思っています。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今ほどの事業の効果とか狙いといいますか、その辺のところを具体的に数値的に示せるんかというお話だと思うんですが、この事業は、これまでもご説明申し上げておりますように、人口減少化時代における少子化対策あるいは子育て支援の一環として、これまでの子どもの医療費の無料化と並ぶよ

うな施策ということでございます。ですから、この施策を打つことによって直ちに少子化がとまるのかとか、あるいは人口増に結びつくのかといった効果測定というのはなかなか難しいということでございます。

この間、この関連でホームページを見ておりました、新たにこの施策を始めた町のホームページを見ておりましたら、この給食費の無償化についての議会での議論は、やっぱり賛否両論があったというふうなことも当然書かれておりました。息の長い施策としてそのうちの効果を期待すると、こういうことも書かれていた状況でございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ただ、この事業を進めようとする行政ですから、それなりに効果と、そしてどのように進めるかということを考えなければならないんじゃないでしょうかということです。当然今言われた、全国の自治体の中で既にやっているところがございます。同じ目的になっているかどうかはわかりませんが、当然そういうふうなところから参考にしてこういう無償化ということの事業を導入されたんだろうと思いますし、そこでの検証の結果、効果があるとかというのでもいいです。やはり事業をやる上では、長いのはわかりますけれども、その効果というのは事業の目的、やるわけですから何かに向けてやるべきではないでしょうかという。予測でも何でもいいです。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 何というんか、世界的な人口減少時代でございます。ですから、これを少しでもとめたいというふうな施策ということをご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） なかなか大きいことなんですが。それはわかります。世界的なということはわかりましたけど。じゃ、永平寺町にとって、この事業をすることによってどういう効果があるのですかという問いをしているわけです。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） これまでも答弁させていただいていますように、国勢調査の結果を踏まえますと、鯖江市のみが人口がふえておりますということでございまして、人口の減り方が少ないのが坂井市に次いで永平寺町と。これをそのまま維持していきたいというところに目標を置きたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 何回も言いますが、年間これだけの費用をかけてということですから、やはりその効果というのは、今までの事業を引き続きいろいろなことが、子育てしやすいまちづくりということで、その結果も踏まえながらこういうことをやっていくということでもいいですので。なかなかこの事業に対する思いがそんなに出てこないかなというのは感じそうです。

というのは、これ金元議員も言うておりましたが、総合振興計画あるいは中期財政計画にもこの事業は今までのっておりませんでした。今回初めて議会が政策ヒアリングをやりたいということで出てきたのがこの事業であります。そしてテレビや新聞等マスコミで大きく取り上げられてしまっているという状況の中で、我々議会としては、私の感じですけど、降って湧いたような事業であるというふうなのが本当に感想であります。

それで、デメリットではないんですけども、懸念する点で少し通告してありますのでお聞きしますが、まずは財源の確保の問題であります。本町の一般会計のうち、義務的経費の推移は、合併当時よりも22年で約2億円削減をされております。その内訳は人件費と公債費の減が主な削減内容で、扶助費は逆に大きくふえております。また、物件や補助費等はそれほど変わっていない現状であります。24年2月に示されている中期財政計画の中ではこの無償化の事業は入っておりませんが、先般、25年度の中期財政計画を財政当局は出されました。そのときにこの事業をすることによって、その財源確保をどういうふうに捻出をされたのでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） この事業につきましては、まず先般もお話ししておりますが、まず財源の確保につきましては、昨年、中期財政計画でお示しをしておりますが、まず普通交付税につきましては、平成18年度以降の10カ年、平成27年度まで旧町村が存在したと過程いたしまして、その後5年間で段階的にこの交付税が縮減され、15年目に当たります平成32年度で加算措置が終了いたします。町のほうではこのことを十分認識いたしておまして、これまで、先日にも言いましたけれども、行財政改革によりまして新たな事業の財源を確保するということが、重要な課題に積極的に取り組みながら健全な財政運営に努めております。そうした中で、これまで繰り上げ償還や借りかえ等を積極的に行いまして公債費の抑制にも努めております。結果といたしましては、合併当初より5億3,500万円余りを削減をいたしております。

そういったことで、新年度におきましては新たにさまざまな事業に取り組んでおりますが、人件費削減、また公債費の抑制、そして経常経費、事務費等でございますけれども、政策的経費を含めました既存事業の見直しを図ることによってこの財源を確保するというので、今後、行財政改革に積極的に推進することによりまして中長期的に財源の確保、健全な財政の維持ができるものと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そうですね。中期財政計画を見ますとかなり公債費が落ちているというところが、逆に言ったら非常に持ち出しがそんなにふえていないというところに するんかなというふうに思っております。

それから、もう一つ懸念するところは給食の内容ですね。今、中学生300円、小学生250円というところではありますが、今非常に円高で、どうも小麦を初めとする食材が高騰するというふうに見込まれております。そういったときに、やはりこの基準をずっと守っていくのか、それとも給食の質を下げないで臨機応変に財源を確保していくことに努めていくのか、どちらなのでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今、そのことにつきましては、いろいろとその状況にもよるやろうと思っておりますので、いろいろそこら辺どういうふうな状況か、はっきりと見きわめをしながら、また給食費の補助を上げていくとかそういった検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ちょっとこの辺は非常に心配なところなんですね。そんなことはないと言っていたかかったわけなんですけど。要するに、無償化になっても質は落としませんよということなんですけど。

町長、どうですか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） それは、基本的には質を落とさないで金額を維持することが一番いいと思っておりますので、そういうことに努めていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それから、もう一つ懸念するところがあります。

調理室の環境整備についてですが、これは12月の議会でもいろいろ質問させ

ていただきました。〇ー157が始まってからノロウイルス等の感染で、いわゆる学校給食が原因となって生徒に感染するという事例が全国的にあらわれたという中で、国が調理員の手洗いあるいはトイレの入り方、服装等のマニュアルが定められたということは先般お話しさせていただきましたが、それらをいち早く整備していくことが、本当に安心して学校給食を提供できる、町長が言われる安心した学校生活を送ってもらうことにつながるんだろうと思います。

ぜひそちらのほうも急務だろうと考えておりますが、これも今までの議員の質問で学校課長はよい形で整備していきたいというような答弁をされておりますが、具体的に25年度からどのように整備していくんでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えします。

調理室の環境整備は、一度には全ての整備はできないということでございますので、例えば永平寺中学校、松岡中学校の調理場内での水路があるわけですが、それらの整備をしたり、自動手指消毒器あるいはその他調理器具の入れかえとか修繕などなど、いろいろ計画的に実施していきたいと考えております。今申し上げた部分につきましては、25年度で予算の計上をさせていただいているところでございます。

大きな課題等につきましても、今後も十分検討、協議を重ねまして環境整備を計画的にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 本当に生徒の、ある意味では命にかかわることですので、ぜひ前倒しでもいいですので進めていただきたいなと思っております。

それともう1点懸念するのは、将来的なことではありますが、これはほかの議員も質問しておりました。将来的にセンター方式に移行するのではないかということでもあります。このことは考えていないという学校教育課長の答弁があったわけですが。

ただ、学校給食にかかる費用がいわゆる無償化によって大きくなります。今言われた調理室の環境整備あるいは人件費などなどが、センター方式になりますとある程度経費が削減できるというのは当然であります。無償化によってこのセンター方式に将来的にはつながるのではないかという心配をしております。一たび行財政改革という名のもとに自校方式からセンター方式に変えるということにな

れば、ある意味、給食費を出していない保護者がそのことに対してなかなか反対の声が上げられないという現状が出てきはしないか、非常に心配することであります。

自校方式は、間違いなくおいしくて温かい給食を提供できます。地産地消の食材も臨機応変に使えますし、一番はつくっている調理員さんの顔が見えるということです。また、大災害になった場合、避難所になるのが学校であります。そこに調理室が備わっていることでリスクの分担ができると、回避できるということになります。そういうふうなことを考えますと、やはり自校方式を堅持していくべきであろうと思っております。

このことについては、課長からは考えていないという答弁をいただいておりますが、ぜひ町長からも明言をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長……。

○教育長（青山慶行君） 私1回よろしいでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 給食センター方式について問題提起をしたいと思うんですね。私の老婆心かどうかわかりませんが、ちょっと時間をいただいて、聞いてください。私の答弁も最後になるかもしれませんので。

実は、このセンター方式をするときに、確かに経費節減の意味では多少メリットがあるかもしれませんが、このメリットをうんと出すには、このセンター方式プラス指定管理者制度を利用するという事でメリットを出すということになっているんですね。これが何か大きくみんな取り扱われているんですが、非常に危ない面があるのでちょっと聞いてください。

まず、指定管理者について私は常々思っているんですが、一つの例として挙げさせてもらいますが、ふじみ野市の流水プールで小さな女の子が吸い込まれて亡くなったという話をお聞きだと思っておりますが、これ随分前の話なんですが、2006年7月にあった話です。ふじみ野市は、この流水プール、もっとほかにもいろいろプールがあるんですが、それを指定管理者方式でどこかに委託しようということになりまして応募を募りました。そこで落ちたのが太陽管財という会社、ビルメンテナンスの会社なんですが警備などもやっているようなんですね。ちょっと大きい、資本金3,000万というんですが、それを聞くとあんまり大きなとは思いますが、そこへ委託することになりました。ところが、その会社は京明プランニングという会社に丸投げをしました。もちろん利益はちゃんとし

っかりとって丸投げした。そこが多分不動産会社か何かなんです、資本金1,000万円。余り大きくないと思うんやね。この限られたお金の中でこのプールを管理するというので大分無理をしているようなんですね。あんまり泳げないような高校生を何人も雇って監視員にしたり、必要最小限の人員しか置かないというようなことで。

あの流水プールには吸い込み口から水を吸って、排出するところから出して、その動きでぐるぐる回るようになっているんですが、その吸い込み口の目皿、これがきちっとボルトでとめてないとあかんのですが、このボルトがどっか行ってしまって、そしてそのかわりに針金でつけてあった。この針金が落ちてすき間があいてしまっていた。ここのところへ女の子が吸い込まれた。お母さんがもう吸い込まれたのがわかって、ぎゅっと吸い込まれないようにこう支えたんですが、遂に力尽きて中へ入ってしまった。ほんでおぼれたんではなく吸い込まれて壁にぶち当たって脳挫傷で亡くなっているんです。非常に悲しいことなんです。

これのてんまつなんです、どんなふうになったかという、ふじみ野市は損害賠償がありまして、これは公表していないんですが、一説には6,000万ほどということで、私は大半がふじみ野市が出して京明プランニングとか太陽管財は余り出していないじゃないかなとは思いますが、この辺はちょっとわかりません。公表していない。こういうぐあいには、何かあったときには自治体の責任が大きく問われるんですね。

実際、これは民事なんです、今度、刑事のほうで言いますと、刑事事件として取り上げたときにいろいろ刑事犯で刑事罰が科せられます。これが業務上過失致死ということで、そこのスポーツ課の課長さんと直接担当の係長がこの業務上過失致死で禁錮刑を受けました。執行猶予つきの禁錮刑だったんです。執行猶予つきだから刑務所に入らなくて済んで、じゃよかったねって、全然よくない。公務員は禁錮刑以上になれば即失職、首に近いんですね。退職金はあたらないんです。そういうぐあいになってしまって。それじゃ、実際に丸投げした会社やら受けた会社、太陽管財はお構いなしです。何も罰せない。ほんで京明プランニングは100万円の罰金やったんです。これちょっと、大分普通でいったら、京明プランニングがずさんな管理をやったのでここへもっと持っていきべきだと思えるんですが、そういうぐあいになっていないんです。

この指定管理者制度というのは、私はそういう点で不備なところがあるんでないかと思うんですが、いわゆる悪いこと言うと、もうけは民間会社、責任は自治

体ということがあり得るんですね。だから命にかかわるような業務については余り指定管理者というのは、よっぽどよく考えてほしいと、こういうぐあいに思っています。これは老婆心ですが、また何かの参考になればしてください。

このセンター方式で、今ほども伝染病とかそういうふうなのがあったんですが、そういう例が平成8年に大阪府の堺市であったんです。

○議長（伊藤博夫君） 簡潔に、ひとつお願いします。

○教育長（青山慶行君） はい、ごめんなさい。

〇ー157があって、このときは7,996人が罹患したんです。3人の子どもさんが亡くなった。これも非常に大変な事件だと。大量に給食をつくると、ひょっとすると、何かあったときには大量の罹患者が出る、患者が出てしまうと。去年の夏と秋ごろですが、どこかの給食センター、名前はちょっと忘れましたが、1,000人ほどの患者が出たんです。そういう大きなことになります。

給食センターは、利益を上げるためにいろいろ機械化して、例えばジャガイモは大きい、小さいがいろいろあったら機械にかけられないからみんな一緒な大ききさでやって、同じようなものを大量に買わんがというのと、なかなか地産地消なんていうのも難しいんですね。

それから、利益を上げるために余り手間のかからない、そして人員をなるべく少なくするというところで、実は平成20年に中国の天洋という会社の冷凍食品の焼きギョーザで何人か亡くなったんです。これをひょっとしたら給食で使っているんでないやろうかということで文科省は調べました。平成19年11月より3カ月間にわたって天洋食品の冷凍食品を使った学校または給食センターがないかというのを3日間で調べたんですよ。それはもう日本だからできることで、ほかの国はできないと思います。430校あって、そのうちの85%がセンター方式のところに出てきたんです。どうしてもやはり手のかからないようなものになってしまう。まあ……。

○議長（伊藤博夫君） 教育長、簡潔にしてください。

○教育長（青山慶行君） はい。

犠牲者が出なかった。非常によかったんですが。

それで、堺市の裁判に諮った判決をちょっと一つ。「学校給食は、学校教育の一環として行われ、児童生徒に給食を食べない自由がなく、献立について選択の余地もなく、調理も学校側に委ねられている。給食は、抵抗力の弱い子どもたちが直接体内に取り入れるものである。したがって、学校給食は極めて高度な安全

性が求められるものである」というぐらいに、用心に用心を重ねて安全でないといけない。

ということでちょっと時間もありませんので、いろいろセンター方式には問題がありますので、私はできる限りこの学校の方式でやっていくべきだと思います。しかし、学校教育課では、常にセンター方式についてはいろいろ日ごろから情報を集めて研究する必要はあると思っています。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） センター方式と自校方式のお話が出ておりますけれども、これも一度合併の後、18年か19年でしたけれども、議会で議論をいたしました。そのときも、やはりこれからはというんですか、自校方式が望ましいということもお話をいただいております。今お話ありましたように、いろいろな面でメリットが多いということです。子どもたちができたものをすぐそこで食べることができるという、そういうこともありますので、お金が効率的でないかどうかは別にしまして自校方式を続けていきたいと思っております。

それからもう一つ、給食費のことでちょっと申し上げたいんですけれども、これまで申し上げていますように、子どもたちが健全で育つことが、本当に町といたしましても一番大事なことだと思っております。そのためには、やはりそういう学校の給食の環境整備も整えながら、保護者の負担も十分軽減していきながら、この事業といいますか、制度を長く続けるようにしていきたいと思っております。

今、一つ申し上げたいのは、これまで耐震工事をやってまいりました。まだ25年度残りますけれども、18年から相当、20億近く、これは松岡小学校の5億円を入れますとそれぐらいの金になる。金額はちょっとあれなんですけれども、それぐらいの耐震工事も行つてまいりました。そういうものが一応済むということも、これからいろいろな財政の健全化を図っていくためにも非常にいいなと思っておりますし、そういうことも含めて給食の無償化、それから自校方式なんかも続けていきたいと今考えているところであります。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） この質問の最後に、私の意見だけ言わせていただきます。

中国にはお母さんのことを「女医」と、女性の「女」に医者「医」と書きますが、「女医」というふうに昔から言われております。それは子どもにおいしいものあるいは健康にいいもの、体にいいものを与えるのがお母さんだというよう

なことわざですか、残っているらしいんですが、ある意味、無償化になりますと全く親が負担することがないということが、逆に言いますと、その給食にややもすると監視がなくなってしまうというおそれがあるのではないかと。やはり親の務めとして、少なくとも子どもが食するものについては幾らかの負担をすべきではないかなというのが私の考えであります。全額町持ちということでなくて一部助成をすると、それが半額がいいのかというのは、それはまた論議がありますけれども、そういう形をとるべきではないかなというふうに私は思っております。

意見だけ言わせていただきまして、次の質問に移りたいと思います。

松岡中学校第2体育館の必要性ということですが、これは前の議員、3番議員が質問しましたので、必要性については先ほどの教育長の答弁からわかりました。ただ、本当に、もう少しこのことについては議論をしながら事業化に結びつけていただきたかったなというふうに思っております。

ただ、幾つか聞きたいのは、この事業を計画したきっかけは、やはり国体のバスケットボール競技を誘致するということから出てきたことなんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えします。

先ほどもちょっとお答えさせていただきましたけれども、指導要領の改正によりまして、24年度から武道が必須になり、松岡中学校では柔道の授業が始まりました。期間中、部活動に支障があるためということで、それがきっかけということでございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 要は、町の体育部活が9部で234人、その中の屋内が、バスケットボール56人、剣道41人、卓球49人が部活しているという状況の中でなかなか今の体育館だけでは難しいということと、あと学校教育に武道が入って柔道がということがそもそものということですね。わかりました。

ただ、それがきっかけになったのかなというふうには思っているんですが、この機を逃さずにつくるということも大事かなと思うんですが、逆に言うと、財源的には今武道館をすることによって3分の1の交付税のはね返りがあるということが書かれておりますが、国体の施設でありますから県の支援がいただけるということはないんですか。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 今現在、県の補助要綱がまだ示されておりませんが、

競技会場に関しましては補助要綱があるかなと思いますが、仮設の体育館、一応うちは仮設と考えているんですけど、そういうものに関しての補助要綱はまだ示されておりませんので、今お答えすることはちょっと差し控えさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） あらかじめ時間の延長を行いますので、よろしく願います。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。それはわからないということで、もしかしたら県の支援もいただけるかもわからないということで。もしかしたらということです。

それと、実は国体のことでいろいろ聞きたいことが出てきたんですけども、今回、バスケットボール、ハンドボール、ソフトボール、3種目の競技を引き受けるということでもあります。これは長岡議員の質問でありましたが、今言う仮設の施設あるいは宿泊施設の環境整備等の中でかなりの費用がかかるという答弁がありました。まだ費用は試算したことはないけれども億はかかるのではないかとということではありますが、多分大枠の費用は担当課長の頭の中にはあるんだろうと思います。大枠でもいいので、どれくらいかかるのかなということをお知らせしていただきたいのと。

それと、一番は受け入れる人の問題なんですけれども、これ3種目やりますと期間的にどれくらいかかるのか。それと、かなりの受け入れ体制が要りますが、やはり町の職員が中心となつての受け入れ体制になるのかなと。そうしますと、またこの期間、役場の職員は本当に少なくなって、業務に支障がないと言ってもあるのではないかなということが懸念されます。本当に一つでも受け入れするのが大変であると思っておりますが、この小さい町で3つも競技を引き受けるというふうになった、この経緯をちょっと説明していただきたいなど。それと予測される経費、そして受け入れ体制の人数、アバウトでいいですのでお聞かせください。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） まず、仮設費用にかかりますけど、試算はしていませんが5,000万からどっかそのあたりじゃないかなという思いはしております。やはり一番お金がかかりますのが、仮設スタンドを競技会場に全部設けなくてはだめなんで、それが一番かかってくるかなと思っております。

あと、人的支援がたくさん出てくるかと思いますが、やはり町の職員だけでは到底賄い切れませんので、住民の皆様方のご協力、民泊という形になるかなと思いますけど、そういう形のご協力、また、きのうもちょっとご説明させていただきましたが、花いっぱい運動のご協力とか食材の調理、そういうご協力はやはり町民の皆様をお願いしたいかなと思っているのが現状でございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 率直に3種目は大変でしょうというのが実感なんですけど、この3種目を引き受けるという、まあまあ理由と言うと変なんですけれども、要は、福井県で国体を受けるということで、開催地にはいわゆる全国規模の高レベルな競技、アスリートがやるのを実際に見られるというのが大きな効果と、あと、そういった中でいろいろ選手あるいはボランティアの人たちの中で住民が触れ合えるということもなのかなと思いますが。ただ、何回も言いますように、1つぐらいなら大丈夫かなと思うんですけど、3つというのは本当に町の職員さんは大変ではないかなと思っているわけですが、この期間中、どれだけの期間があって、ほんで大体延べ人数どれくらいかかるとかというのはやったことないんですね。

○議長（伊藤博夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 前期日程と後期日程とに大会が分かれておりまして、前期日程のほうに多分バスケットボールが入ってくるんじゃないかなと考えております。バスケットボールは12チームが参ることになっておりますが、これも16チームに変更になる可能性も出てまいりまして、今のところはっきりしているところがつかめておりません。後期日程の中にハンドボールが同会場でふれあいセンターと北電フレアを使いまして競技されるかなと思います。ソフトボールの日程でございますが、ソフトボールの日程も多分前期に入ってくる可能性が多いんじゃないかなと思っております。

詳しい日程のそういうこともまだ県のほうからも示されておきませんので、今、答弁だけはちょっと参考だけにさせていただきたいかなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） これだけの期間、そして人とお金をかけるわけです。それと前年にはプレの大会があるということですので、町としては住民にお手伝いしていただくわけですからそれなりのというか、きちっとしたこの受け入れの目的を明確にするとともに、できればこれだけの費用がかかっているわけで

すから、どこかで経済効果が発揮できるようなこともぜひお考えをいただきたい  
なと思っているわけですが、何か答弁ありましたら。ないですか。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） これ、今話ありましたように、全国47都道府県から来るん  
ではないんです。選抜して、何か地区ごとにというんですか、今バスケット12  
チームとかという話、16にふえるかも、そういうことですので、そんなに多く  
の選手団は来ないかと思っています。ハンドボールにつきましてもソフトボール  
につきましても選抜されて来るんだと思いますので、ちょっとこの辺はわからん  
のです。こういう受け入れにして、永平寺町に来てもらうということですから、  
これ全国、沖縄とか北海道とかいろいろなところから来ていただけと思うんで  
すけれども、そういう中でやはりそういう観光とか、あるいは商工の活性化とか、  
そういうものにつなげるようにしていかなければならないと思っておりますの  
で、これからまたいろいろなお意見を聞いて受け入れ体制も進めていきたいと思  
っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それじゃ、次の質問に移ります。

県に提示した道の駅の構想はということですが、これも上田議員がいろ  
いろ質問しておりましたので。現時点では、県と一緒に今後協議会を設立しなが  
ら事業をつくっていききたいということだけの答弁だったと思います。

ただ、県に提示した中で、大体これくらいの土地の大きさとか、土地価格はう  
ちですよ。じゃ、確保するんなら、例えば賃貸と買収がありますけれども、そ  
れもどうするのかとか、大まかな年間維持費というのは既存のよく似た類似の施  
設から参考にできるのではないかなと思うんですが、それら県に示した構想の中  
で結構ですので、お答えできたらお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまの件でございますが、まず土地の部分ですけれ  
ども、土地につきましては先ほども申しましたように、永平寺温泉「禅の里」の  
東側の農地を約2,200平米ほど用意を今考えているところでございます。そ  
ういったところで町といたしましては、今のところ、長期的な借地の方向性を今  
考えております。これは県とも協議済みであります。

あと細かい部分、維持管理等につきましては、先ほども申し上げましたとおり、  
中身の内容とか今後詰めていかなければならないと思いますし、また調査、測量

費等につきましては、しかるべき時期が来ましたら予算の計上をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 先般、当議会の産業建設常任委員会が道の駅の視察をしております。そこで大きな教訓としてこういうことだったと聞いていますのは、道の駅の建設後に高速道路が、北陸東海でしたっけ、できたということで、かなりお客さんが少なくなったというような事例の研修をしてみました。これ本当に当町も同じような現象になりはしないかということが大きな心配事なんですけれども。また、国交省が来ていただいて、たしか石上でしたっけ、パーキングができる可能性があるということもまぜ合わせますと、非常にこの416の交通量が減るのではないかと。通勤通学等の車で、いわゆる観光、スキージャンプや、あるいは奥越方面に行かれる方の観光客と言われるのが高速道路を使用、活用して移動されてしまうのではないかと懸念があるわけなんです。

この件に対して、今回の道の駅構想でどうその辺を、利用客を集客できるような秘策といいますか、そういうふうなものを何かお考えでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、石上のパーキングにつきましては、中部縦貫自動車道、平成28年度供用開始を目標に26.4キロ今整備をしているところでございますが、やはりパーキングとなりますと4車化になった場合とかそういったときの整備の具体化の話が出てくるかと思っております。そうしますと、ちょっと先になるというふうに私どものほうでは感じているところでございます。また、中部縦貫自動車道の、先ほども上田議員さんのほうにもご説明させていただきましたが、道の駅の計画地から中部縦貫自動車道、永平寺大野道路の上志比インターチェンジまでは非常に近いといったところから、さらに無料区間のため自由に乗降ができて、中部縦貫自動車道を利用する人たちの休憩施設としても利用が可能となります。

道路は、利用する人それぞれの目的があることから、利用しやすい施設にすることが重要であると考えております。加賀宗教文化街道～祈りの道～などの広域観光ルート上に位置していることや、永平寺温泉の足湯など、道路利用者への休憩サービスの提供、観光案内や特産品販売の拠点として永平寺町の特色を生かした道の駅にすることにより、多くの人に利用していただけるものと考えておりま

す。確かにお客様を呼ぶための仕掛け、こういったものも当然必要になってくると思いますので、今後検討会、協議会の中でも当然協議させていただきますし、また、各課、横の連絡、連携をとりましていろんな事業の掘り起こしをさせていただきますたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今の道の駅、416に通うといいますか、通る方がたくさんいて初めて成り立っていくのではないかなと思います。今、中部縦貫ができますと、そこからおりてわざわざこの道の駅を利用するというのは、よっぽどの仕掛けをしなければなかなかできないことではないかなと思います。十分協議していただいて、また議会にも早く示していただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

大気汚染PM2.5の影響と対策ということですが、最近、マスコミ等でこのPM2.5がにぎわっております。これは非常に大気を漂う粒子状物質で大きさが2.5マイクロメートル以下のもの、極めて小さいために吸い込むと肺の奥まで入りやすい、肺がんあるいはぜんそくを引き起こすということになります。この大気汚染、中国の自動車の排気ガスや工場のばい煙が風に乗って日本にやってくるというようなことで今日本中が大変心配をしているところであります。

先般、県においてこの対策会議というんですか、説明というんですか、があったというのが報道されておりましたが、そこで本県にはどのような影響があるのかということ、その会議では何か言っておられましたか。

それと、ある調査では、昨年4月以降、20の政令都市の中で70マイクログラムを超えたのが4市、最高では千葉市が昨年12月15日に102.7マイクログラムであったというふうに報道されております。また、テレビの報道では、金沢大学の教授が能登半島で黄砂にまぎってこのPM2.5が飛んでくると、そのことによって非常に有害なものになってくるというのが観測されているということで、同教授も研究をしているという報道がなされております。

本県に、イコール本町にということですが、どのような影響があるというふうに説明を受けておりますか。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（椋山 勇君） まず、PM2.5の本町における影響をもたらすものは

ということで答弁させていただきます。

超粒子状物質PM<sub>2.5</sub>は、粒径が2.5マイクロメートル、大きさにしますと2.5ミリの1,000分の1以下という粒子状物質で非常に小さく、髪の毛の太さの30分の1程度の大きさのものでございます。粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がんや呼吸系の影響に加え、循環器系の影響が懸念されております。

しかし、昨年6月からきょうまでの福井県内での1日平均の測定値は1立米当たり1.7から3.3マイクログラムで、環境基準の1立米当たり35マイクログラムを1日も超えておらず、平均しますと1立米当たり12.6マイクログラムとなっております。今のところ影響はないものと思います。

環境基準でございますが、昭和48年に大気中に浮遊する粒子状物質のうち、呼吸器に吸入されて人の健康に影響を及ぼす粒子径10マイクロメートル以下のものについて浮遊粒子状物質（SPM）と定義して環境基準が定められ、ディーゼル車の規定や廃棄物の焼却炉の規制強化などに生かされまして、一方、近年において、粒子状物質の中でも微小な粒子状物質の曝露によつての一定の健康影響を及ぼしているところを示す科学的知見の蓄積により、平成21年9月にPM<sub>2.5</sub>の環境基準が設定されています。その基準ですけれども、長期間にわたる1年間の平均値ですけれども、1立方当たり15マイクログラム、短期間基準としまして1日平均1立米当たり35マイクログラムとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） これ2月17日に環境省がこの健康影響について注意を必要とする暫定的な指針を示したんですけれども、これがちょっと大きくて70マイクログラムとなっているんですね。これはちょっと国も余り十分な調査ができていないのかなというふうに思ふわけですが。

ただ、本町において、この観測をしなければならぬと思ふんですがどうか、県の説明ではどういふふうになっているのかということと、あとその数値をどのように公表していくのかということをお教えください。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（栴山 勇君） 今、県のほうにおきましては、毎日県のホームページにこういうデータが出ております。そして今までは福井県におきましては福井市の豊島地区の1カ所と車の移動で観測をしていましたが、今年3月に前倒しをし

して観測値を新たに5局ふやしております。それは三国、大野、鯖江、敦賀、小浜と測定値をあれしめて計6カ所の移動観測とあわせてやっておりますので、そういうことでやっておりますので、今3月からそういうデータが出てくると思います。今のところは県のホームページには福井市の豊島ではかっているその数値しか出ておりませんで、毎日とか1時間置きのデータが出ておりませんで、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） また、国のほうでもいよいよ健康に影響をもたらす場合、いわゆる先ほど言いました70マイクログラムというふうに暫定的に決めたわけですけれども、そのときにいわゆる住民に注意喚起を促すというようなことを行動の目安として言われておりますが、そのことについては何か、注意喚起のことについては何かございましたでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 環境課長。

○環境課長（栴山 勇君） 今おっしゃっております1立米当たりの70マイクログラム、それについての県のあれですけれども、県は速やかにそういうデータが出た場合には各市町村に連絡して対応をお願いしますということで聞いております。今、県のほうも言っているんですけど、県につきましては、福井県にはそういう70マイクログラムも出るような日にちはないという考えであれしています。まずはそのところにつきましては国の機関でまた会議がございますので、県の職員がこの会議に出まして市町村会議等がございましてまた説明があると思っておりますので、それにありましたらまたご説明させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そういった意味では、日本は非常におくれているのかなと思っておりますが、アメリカでは65マイクログラムを基準値としているということで、心臓や肺に病気がある、あるいは高齢者、子どもら影響を受けやすい人には35マイクログラムを目安に、特に敏感な人には15マイクログラムを超えた場合でも注意するよう、きめ細かく呼びかけているということでもあります。

やはり一番心配なのは子どもたちです。大人は夏になればというか、1年中窓を閉め切っても家の中あるいは職場で過ごすことができますが、小学校、中学校では夏になりますと窓をあけての学校生活になります。1日中PM2.5の中にさらされる状態の中で勉強しなければならないと。一番影響を受けやすい子どもたちのこれらに対する環境整備が急務ではないかなと思っております。そのため

にはエアコンの完備あるいは空気清浄機などの備えというものが必要になってく  
ると思います。このことについて、それらのことをぜひお願いをしたいなと思  
います。

町長が言われているとおり、安心して学校生活を送ってもらうためにはという  
ことで、これも重要なことではないかなと思っております。一言答弁をいただき  
たいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今言われました子どもらへの対策といえますか、そ  
ういったものにつきましては、まだ今のところ私らも勉強不足でわかりませんの  
で、どういった対策がいいかということをもた十分調査、研究しまして、それ  
に向かって検討していきたいと思ます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 多分確実に来るのではないかなというふうな報道がされて  
おりますので、ぜひ敏感に情報をかち取って素早い対応をぜひお願いをいたしま  
す。

これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤博夫君） 以上で通告による質問は終わります。

お諮りいたします。

一般質問はこの程度で終わりたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

これにて、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 5時22分 休憩）

---

（午後 5時22分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は全部終わりました。

本日は、これをもちまして散会いたしたいと思ます。これにご異議ありませ

んか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたすことに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日3月6日から17日までを休会といたし、18日は定刻より開会したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひしたいと思います。

なお、休会中の3月7日、8日、11日は予算決算常任委員会、12日には総務常任委員会、教育民生常任委員会、13日には産業建設常任委員会を開催しますのでよろしくお願ひいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 5時23分 散会)